

長瀬町障がい者計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】



令和3年3月
埼玉県長瀬町

もくじ

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	3
第2節	近年の障がいのある人への福祉の動向	4
第3節	計画の概要	7
第2章	長瀬町の現状	9
第1節	手帳所持者等の状況	11
第2節	アンケート調査結果概要	19
第3節	ヒアリング調査結果概要	36
第3章	計画の基本的な考え方	39
第1節	基本理念	41
第2節	基本的視点	42
第3節	基本目標	43
第4節	施策体系	44
第4章	具体的施策	45
基本目標1	健康で生き活きとした暮らしの推進	【保健・医療】 47
基本目標2	自立した生活を支援するサービスの充実	【生活支援】 51
基本目標3	一人ひとりにふさわしい教育環境の推進	【教育・育成】 54
基本目標4	生きがいを持った暮らしの推進	【雇用・就労】 57
基本目標5	安心して暮らすことのできるまちの推進	【生活環境】 59
基本目標6	ふれあいと理解とコミュニケーションの推進	【啓発・広報】 63
基本目標7	心豊かに充実した暮らしの推進	【スポーツ・芸術】 68
第5章	数値目標及び見込量	71
第1節	令和5年度の数値目標	73
第2節	障がい福祉サービスの事業体系	80
第3節	障がい福祉サービスの見込量	81
第4節	地域生活支援事業の見込量	95
第5節	サービス見込量確保のための方策	103
第6章	計画の推進	105
第1節	計画の推進体制	107

資料編	109
1 長瀬町健康福祉推進委員会 設置要綱	111
2 長瀬町健康福祉推進委員会 委員名簿	112
3 計画策定の経緯	113
4 秩父圏域の関連施設一覧	114
5 用語解説	116

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町では、平成30年3月に「長瀬町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定しました。計画では、「支え合い 豊かに生きる 共生のまちの創造」を基本理念に掲げ、障がいの種類や程度を問わず、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してきました。

また、「障害者総合支援法」に基づく「第5期障がい福祉計画」と「児童福祉法」に基づく新たな計画となる「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービス及び障がい児支援等の円滑な実施に向けた取組を推進してきました。

秩父広域においては、地域づくりと共生を目指し、令和2年8月1日に1市4町で多機能型福祉新施設「にじいろテラス」を立ち上げました。

また、令和3年1月には、秩父市内に基幹相談支援センターを1か所設置しました。

さらに、町内において、放課後等デイサービスを1か所設置し、支援体制の充実を図っています。

この間、国では、「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行等の動きの中で、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」を策定しました。

また、県では、国の動向や方針、県における取組実績等を踏まえ、平成30年3月に「第5期埼玉県障害者支援計画」を策定し、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が社会の構成員として、障がいのない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会＝「共生社会」の実現を目標としています。

こうした中、障がい者の高齢化・重度化、親亡き後の問題など、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できる環境を整えるために、町が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本町では「長瀬町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、計画対象者のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者福祉施策の推進に向けて計画を策定しました。

※本文中の「＊」については、資料編（116頁～）に用語解説を設けています。

第2節 近年の障がいのある人への福祉の動向

1 障害者基本法の改正（平成23年8月施行）

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。

また、障がいのある人の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。

これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められました。

2 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月施行）

虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指すことが定義されました。

また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられました。

3 障害者総合支援法の施行（平成25年4月施行）

障がい福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障がい福祉サービスなどの対象となる障がいのある人の範囲に難病患者なども含まれることが定められました。

4 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月施行）

障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進しています。

5 障害者権利条約の批准（平成26年1月）

平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しており、日本は署名から約7年かけて、条約締結に向けた国内法制度改革を進め、140番目の締結国となりました。

6 障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）

障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。

7 障害者雇用促進法の改正（平成28年4月施行）

雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取り扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がいのある人を加えることなどが盛り込まれました。平成30年4月からは精神障がいのある人の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わります。

8 成年後見制度*利用促進法の施行（平成28年5月施行）

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

9 発達障害者支援法の改正（平成28年8月施行）

発達障がいのある人の定義と発達障がいへの理解の促進、発達生活全般にわたる支援の促進、発達障がいのある人の支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等、発達障がいのある人が「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。

10 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）

障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がいのある子どもの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。

11 障害者基本計画(第4次)の策定（平成30年3月策定）

平成30年度から令和4年度までの5年間を期間とし、国による障がいのある人への施策の基本的方向について定められています。

計画では、共生社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がいのある人への施策の基本的な方向を定めるものとしています。

12 障害者文化芸術推進法の施行（平成30年6月施行）

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが規定されました。

13 バリアフリー法の改正（平成30年11月施行・一部平成31年4月施行）

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組みの実施にあたり、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨が明記されました。

14 読書バリアフリー法の施行（令和元年6月制定、施行）

視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことが規定されました。

第3節 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が一体となった計画です。

障がい者計画は障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画で、障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

一方、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画で、障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条に基づく市町村障害児福祉計画で、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等を定めるものです。

2 関連計画との調和

本計画は、国及び県が策定した上位計画・関連計画、町が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、町の最上位計画である「はつらつ長瀬プラン 第5次長瀬町総合振興計画」の分野別計画として位置づけられるものです。

3 計画の期間

障がいのある人に対する施策全体に関する「障がい者計画」と障がい福祉サービスの提供等に関する「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定し、計画の対象期間を令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、期間内であっても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者計画	第4次計画		第5次計画				第6次計画		
障がい福祉計画	第5期計画		第6期計画				第7期計画		
障がい児福祉計画	第1期計画		第2期計画				第3期計画		

4 計画の対象者

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく計画であることから、それぞれの法の趣旨に沿い、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者のほか、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

また、共生社会の実現のためには、あらゆる町民の理解と協力が求められることから、すべての町民を対象とします。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、介護保険被保険者、保健・医療または福祉関係機関・団体等により構成される「長瀬町健康福祉推進委員会」において検討・協議を行いました。

また、本計画の策定にあたって、障がいのある人のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査や関係団体へのヒアリング調査を実施しました。

さらに、本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

第2章 長瀬町の現状

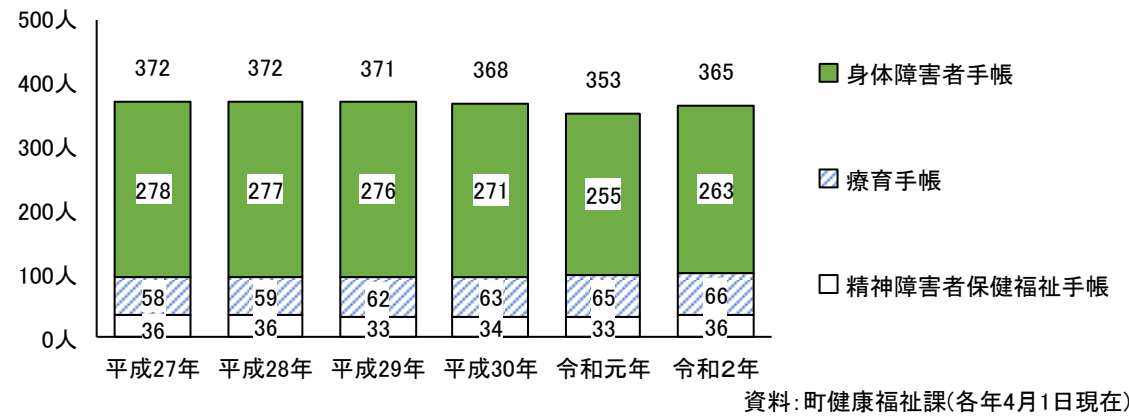
第1節 手帳所持者等の状況

1 手帳所持者数等の推移

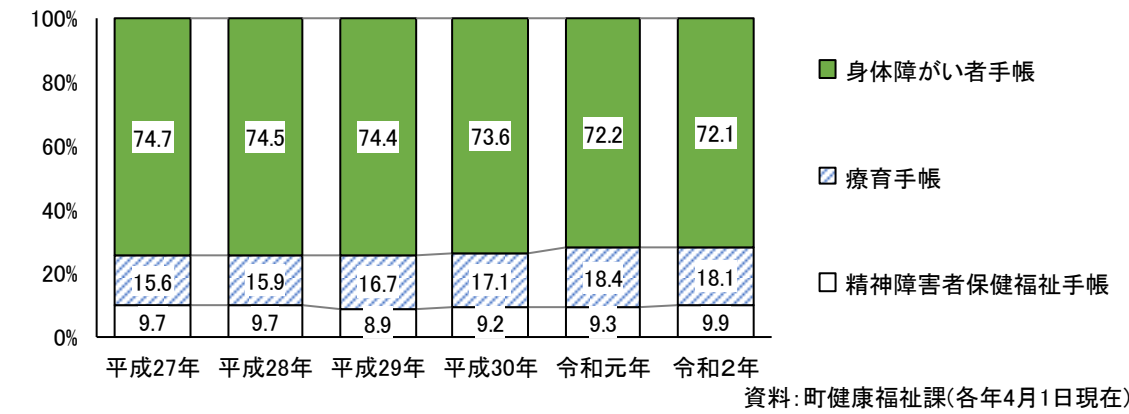
本町の手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者は250～270人台で推移しており、全体の70%以上を占めています。

手帳所持者の構成比をみると、療育手帳所持者の構成比が高くなっており、令和2年では18.1%で、平成27年から2.5ポイント増加しています。

■手帳所持者数の推移



■手帳所持者構成比の推移



単位:人

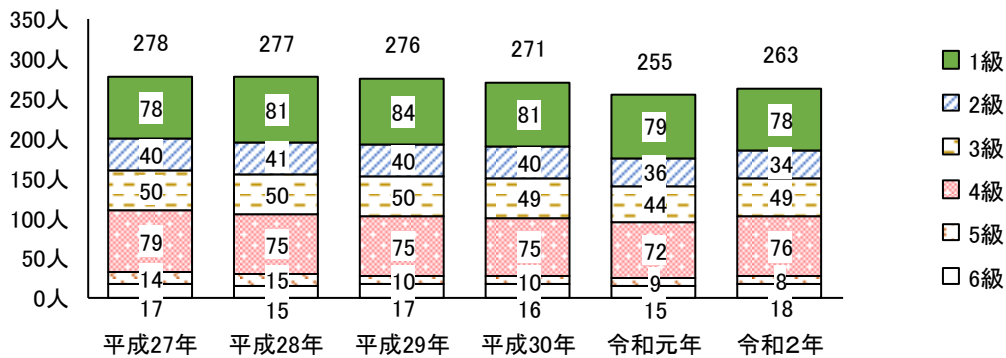
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳	278	277	276	271	255	263
療育手帳	58	59	62	63	65	66
精神障害者保健福祉手帳	36	36	33	34	33	36
合計	372	372	371	368	353	365

2 身体障害者手帳所持者

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和2年では263人となっています。

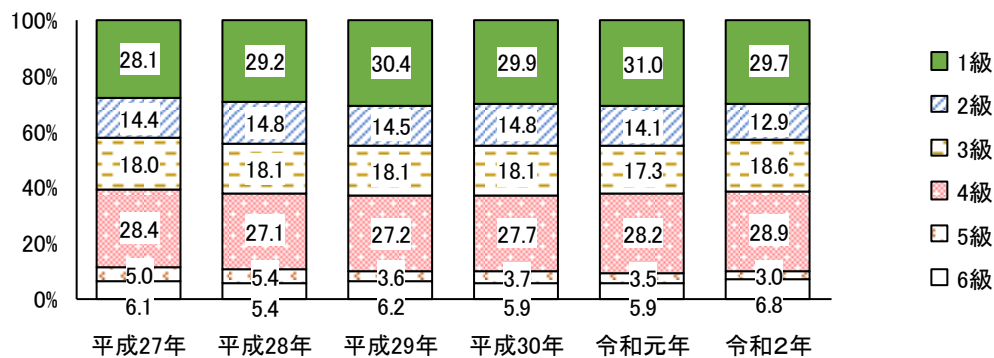
等級別の構成比をみると、1級の割合が最も高く、令和2年では29.7%で2級を合わせると40%台で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】



資料:町健康福祉課(各年4月1日現在)

■身体障害者手帳所持者構成比の推移【等級別】



資料:町健康福祉課(各年4月1日現在)

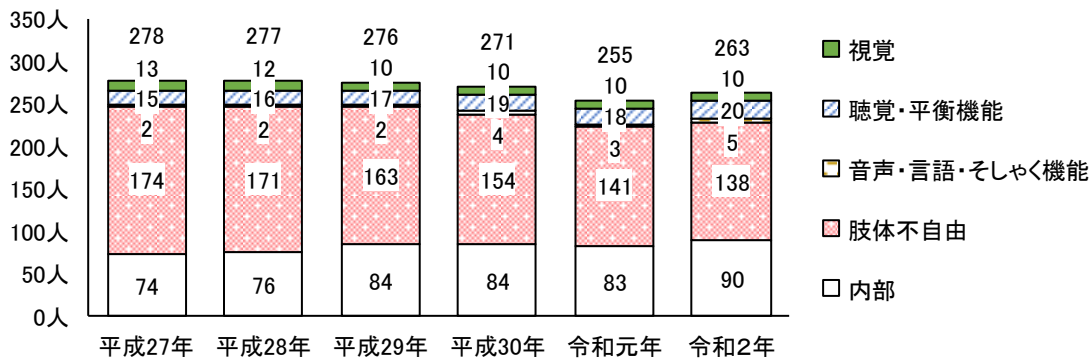
単位:人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	78	81	84	81	79	78
2級	40	41	40	40	36	34
3級	50	50	50	49	44	49
4級	79	75	75	75	72	76
5級	14	15	10	10	9	8
6級	17	15	17	16	15	18
合計	278	277	276	271	255	263

身体障害者手帳所持者を部位別にみると、肢体不自由が最も多く、令和2年では138人となっています。

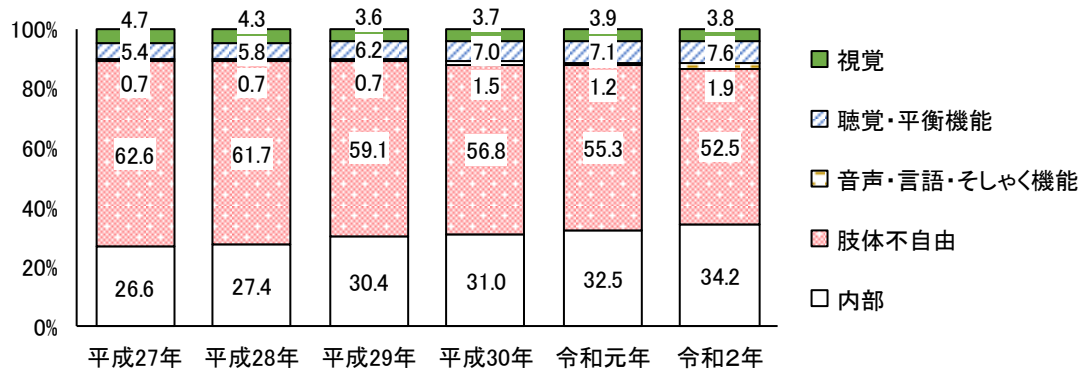
部位別の構成比をみると、肢体不自由の割合が50%を超えて推移しています。また、内部障がい割合が年々高くなっており、令和2年では肢体不自由に次いで34.2%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】



資料：町健康福祉課(各年4月1日現在)

■身体障害者手帳所持者構成比の推移【部位別】



資料：町健康福祉課(各年4月1日現在)

単位:人

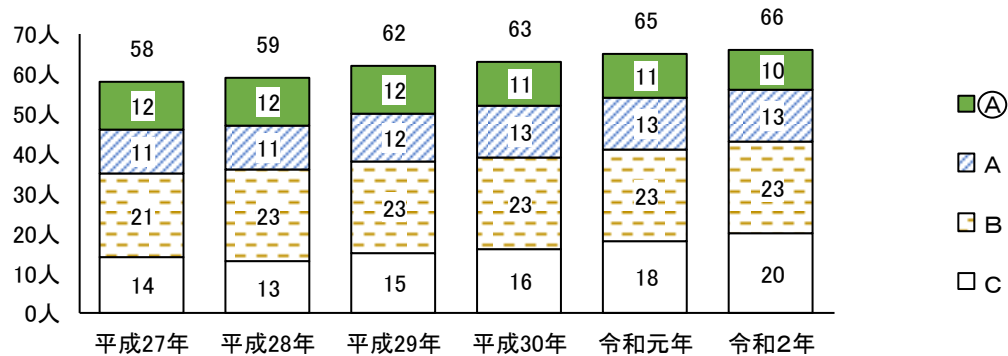
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚障がい	13	12	10	10	10	10
聴覚・平衡機能障がい	15	16	17	19	18	20
音声・言語・そしゃく機能障がい	2	2	2	4	3	5
肢体不自由	174	171	163	154	141	138
内部障がい	74	76	84	84	83	90
合計	278	277	276	271	255	263

3 療育手帳所持者

本町の療育手帳所持者数は年々増加し、令和2年は62人で、平成27年から13.8%（8人）増となっています。

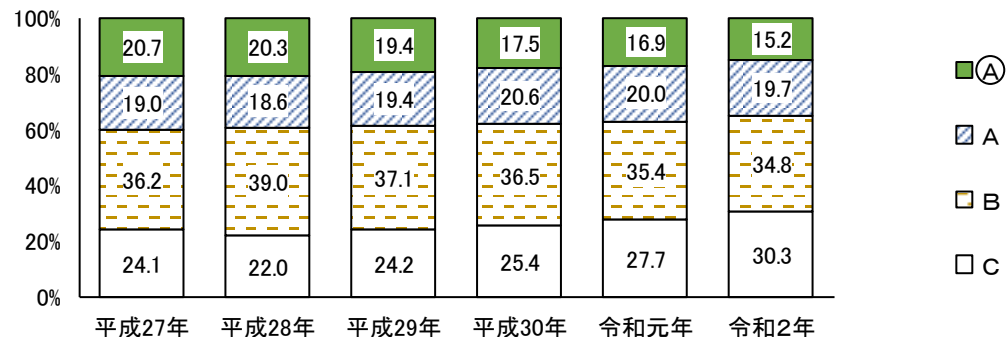
障害区分別の構成比をみると、中・軽度者（B、C）が全体の50%を超えて推移しています。

■療育手帳所持者数の推移【障害区分別】



資料：町健康福祉課(各年4月1日現在)

■療育手帳所持者構成比の推移【障害区分別】



資料：町健康福祉課(各年4月1日現在)

単位：人

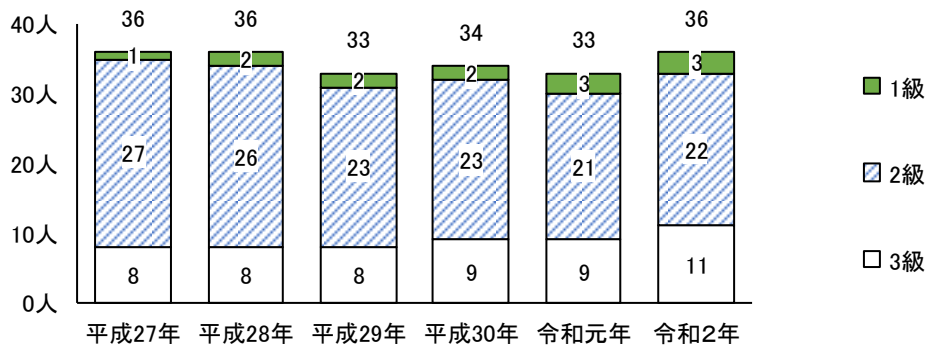
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
① (最重度)	12	12	12	11	11	10
A (重度)	11	11	12	13	13	13
B (中度)	21	23	23	23	23	23
C (軽度)	14	13	15	16	18	20
合計	58	59	62	63	65	66

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者は30人前後で推移しています。

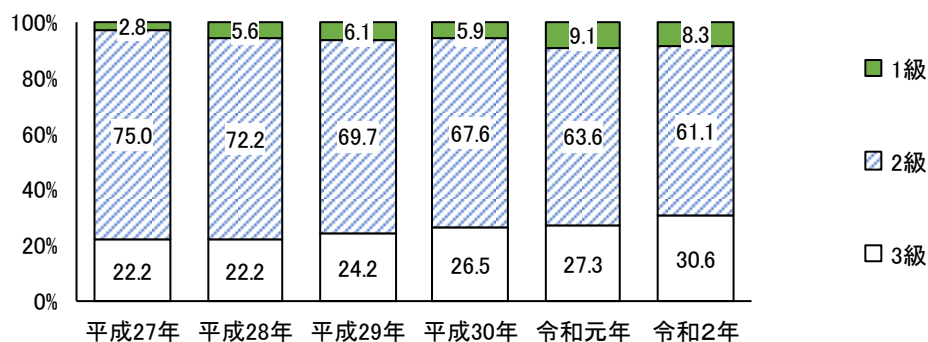
等級別割合をみると、2級が全体の60%を超えて推移しており、令和2年では61.1%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】



資料：町健康福祉課(各年4月1日現在)

■精神障害者保健福祉手帳所持者構成比の推移【等級別】



資料：町健康福祉課(各年4月1日現在)

単位:人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	1	2	2	2	3	3
2級	27	26	23	23	21	22
3級	8	8	8	9	9	11
合計	36	36	33	34	33	36

5 障がいのある子どもの状況

本町の就学前の手帳所持者は、療育手帳所持者が1名となっています。

また、特別支援学校の在学者が合計11名、特別支援学級の在学者が合計14名となっています。

■就学前の手帳所持者数

単位:人

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
0	1	0

資料:町健康福祉課(令和2年3月末現在)

■特別支援学校・ろう学校・盲学校の在学者数

単位:人

	特別支援学校	ろう学校	盲学校
就学前	0	0	0
小学部	3	0	0
中学部	6	0	0
高等部	2	0	0
合計	11	0	0

資料:町教育委員会(令和2年3月末現在)

■特別支援学級の在学者数及び学級数

単位:校、学級、人

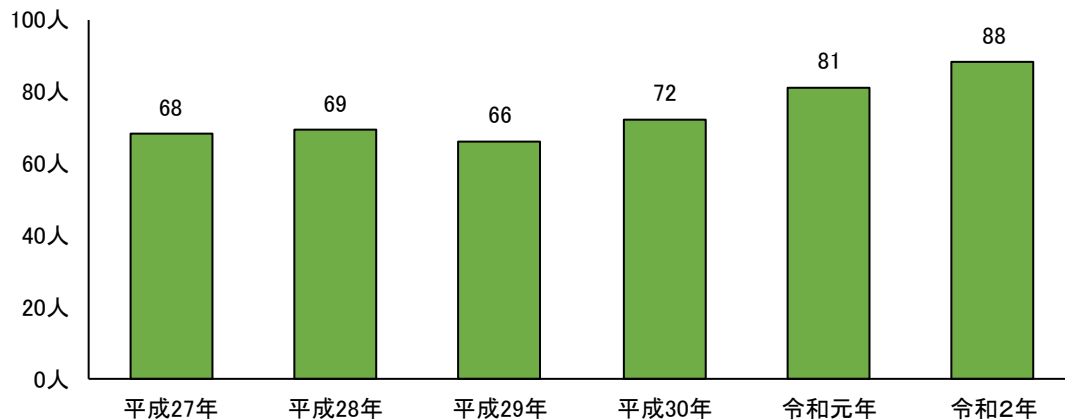
	小学校			中学校		
	学校数	学級数	在学者数	学校数	学級数	在学者数
知的障がい	2	2	6	1	1	1
情緒障がい	2	2	6	1	1	1
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
病弱・虚弱	0	0	0	0	0	0
合計	4	4	12	2	2	2

資料:町教育委員会(令和2年3月末現在)

6 自立支援医療(精神通院)受給者

本町の自立支援医療(精神通院)受給者数は増加傾向で推移しており、令和2年では88人となっています。

■自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



資料:町健康福祉課(各年4月1日現在)

7 発達障がいのある人

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」では、発達障がいとは、自閉症*、アスペルガー症候群*その他の広汎性発達障がい*、学習障がい(LD)*、注意欠陥多動性障がい(ADHD)*などの脳機能の障がいで、通常低年齢で発現する障がいとされています。

平成28年8月に施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律」において、発達障がいのある人への支援をより一層充実するため、乳幼児期から高齢期まで切れ目なく支援を行うことや、個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるようにすることが明示されるとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することが規定されました。

また、発達障がいは、その特性により周囲や社会から理解されにくく、必要な支援や合理的配慮が受けられないことがあるため、発達障がいのある人の定義は、発達障がいがある人であって発達障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとされました。

8 難病患者

平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では「制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がいのある人の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービス等の対象とする」とされており、実際に対象となる難病患者の範囲については政令で定められています。

また、令和元年7月に指定難病の更新があり、指定された難病は333疾病となっています。これに伴い、障害者総合支援法の対象となる難病等は、361疾病に拡大されています。

9 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが生じた状態をいいます。

高次脳機能障がいは、障がいの表れ方が複雑・多様なため、その支援に関するニーズも複雑かつ多様であるため、地域の関係する機関が連携して支援する体制の整備が求められています。

第2節 アンケート調査結果概要

1 調査概要

本調査は、長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に向けて、各手帳所持者のニーズや生活状況、福祉に関する意見や要望を把握し、基礎資料とすることを目的として実施しました。

■実施概要

区分	内容
調査対象者	長瀬町在住の障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者及び難病患者の方
標本数	338件
抽出方法	全件調査
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年8月28日（金）～令和2年9月18日（金）
回収結果	回収157件／回収率46.4%

■アンケート調査結果について

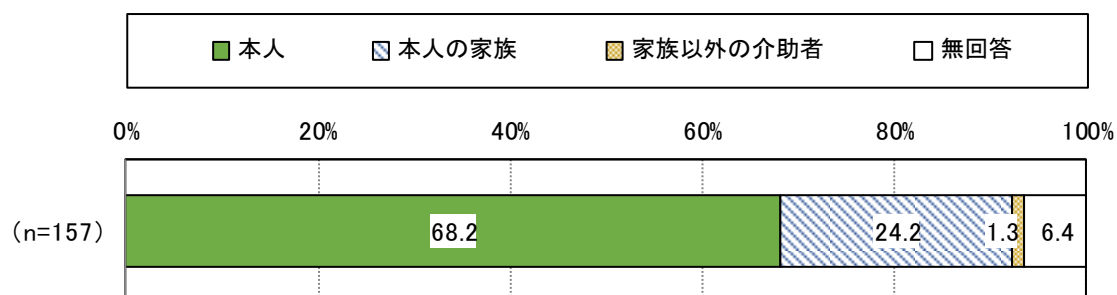
- アンケート調査結果概要の図表中は、身体障害者手帳所持者を「身体」、療育手帳所持者を「療育」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神」と省略して表記しています。
- （n=***）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 本文及びグラフでは、なるべくアンケート調査票そのままの表現を用いていますが、本文中の表現やスペース等の関係から一部省略した表現としている箇所やまとめて表現している箇所があります。

2 調査結果

(1) あて名のご本人やご家族の方などについて

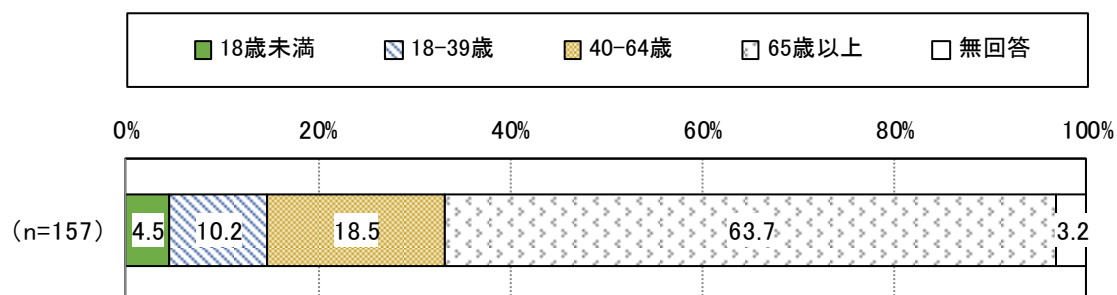
調査の回答者は、「本人」が68.2%で最も多く、次いで「本人の家族」が24.2%となっています。

■回答者【お答えいただくのは、どなたですか（1つ）】



調査対象者の年齢は、「65歳以上」が63.7%で最も多く、以下「40-64歳」が18.5%、「18-39歳」が10.2%、「18歳未満」が4.5%となっています。

■調査対象者の年齢【あなたの年齢をお答えください（1つ）】

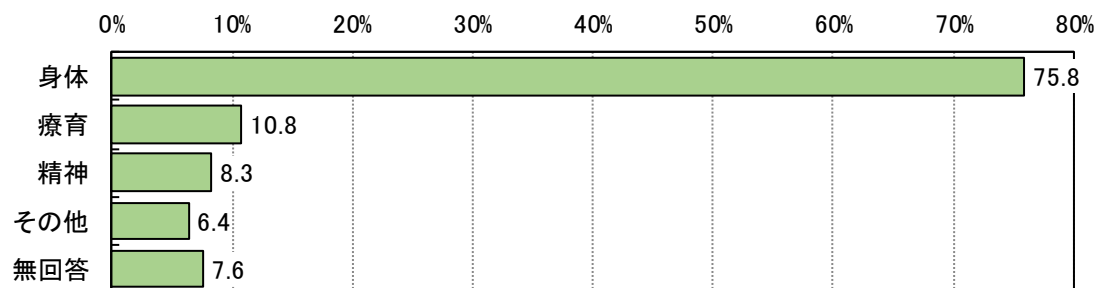


(2) あなたの障がいの状況について

手帳の種類等については、「身体障害者手帳所持者」が75.8%で最も多く、以下「療育手帳所持者」が10.8%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が8.3%などとなっています。

■手帳の種類等【あなたの手帳の等級などをお答えください（複数可）】

(n=157)

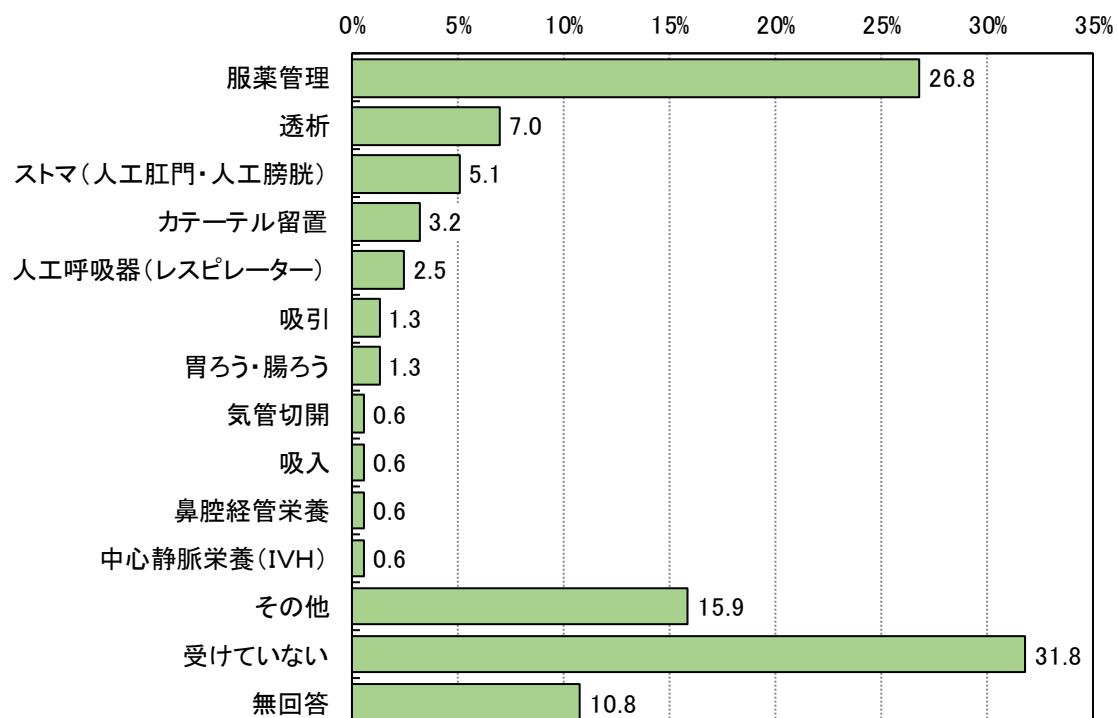


受けている医療的ケアは、「服薬管理」が26.8%で最も多く、次いで「透析」が7.0%となっています。

また、「その他」は15.9%で、「ペースメーカー」の記載が多くみられます。

■受けている医療的ケア【あなたが受けている医療ケアをお答えください（複数可）】

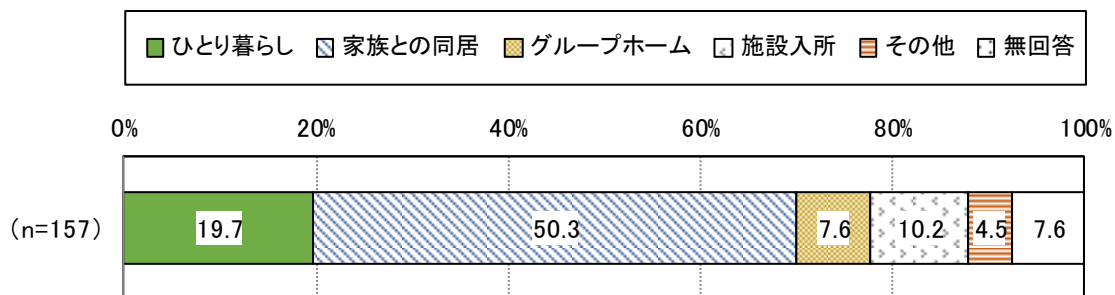
(n=157)



(3) あなたの住まいや暮らしについて

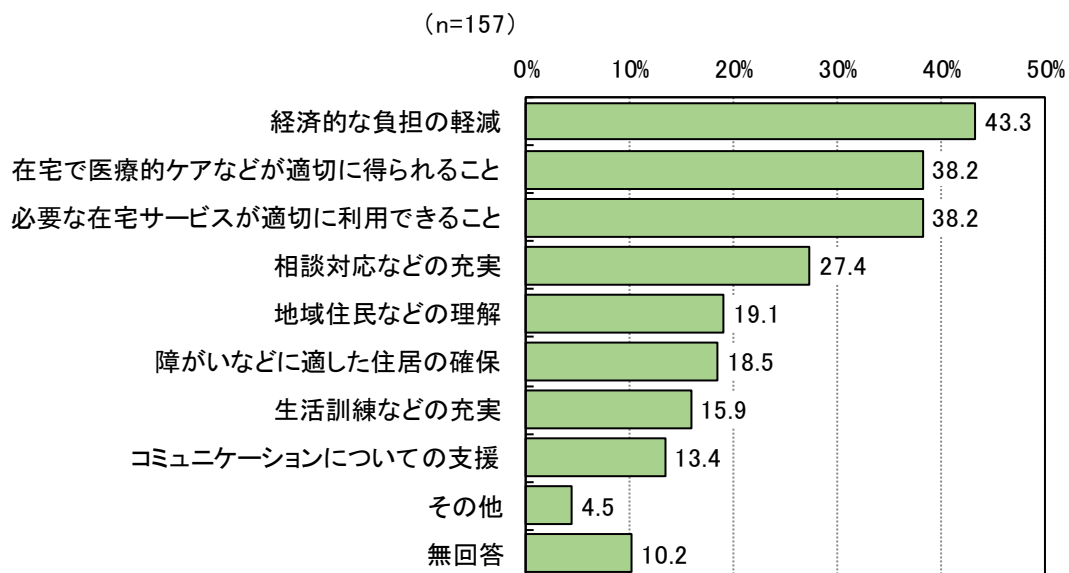
将来の暮らしの希望は、「家族との同居」が50.3%を占める一方で、「ひとり暮らし」が19.7%、「施設入所」が10.2%、「グループホーム」が7.6%などとなっています。

■将来の暮らしの希望【あなたは、将来どのように暮らしたいと考えていますか（1つ）】



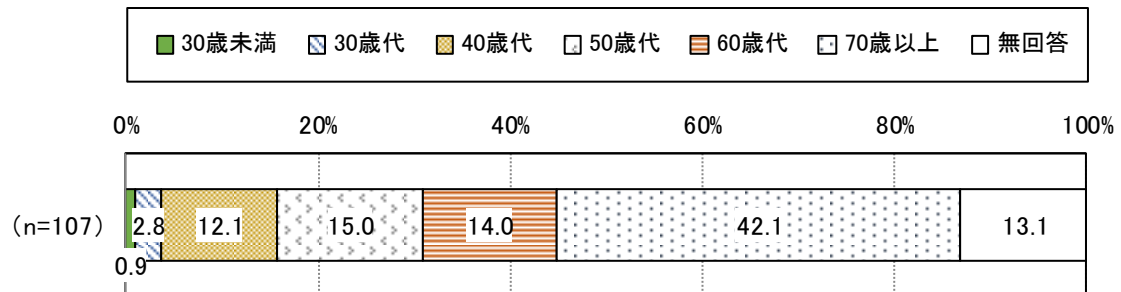
希望する暮らしを送るための支援は、「経済的な負担の軽減」が43.3%で最も多く、以下「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」と「必要な在宅サービスが適切に利用できること」がともに38.2%、「相談対応などの充実」が27.4%などとなっています。

■希望する暮らしを送るための支援【希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数可）】



主な介助者の年齢は、「70歳以上」が42.1%で最も多く、以下「50歳代」が15.0%、「60歳代」が14.0%となっており、50歳代以上が71.1%を占めています。

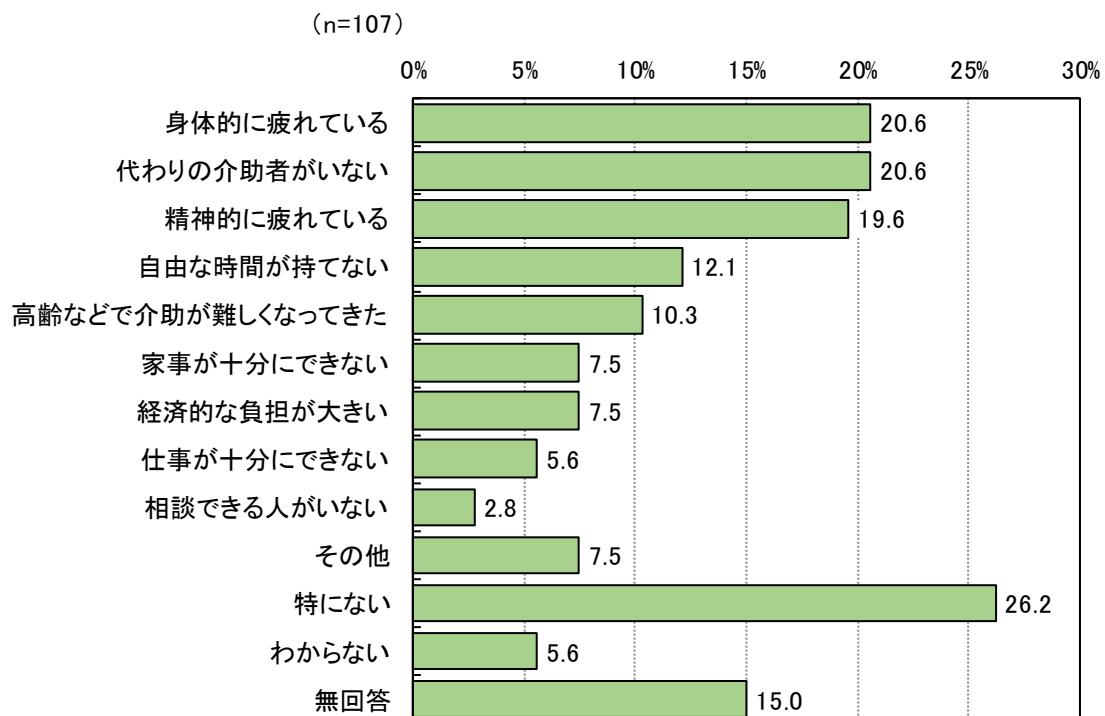
■主な介護者の年齢【主な介助者の年齢をお答えください（1つ）】



主な介助者が困っていることは、「身体的に疲れている」と「代わりの介助者がいない」がともに20.6%で最も多く、次いで「精神的に疲れている」が19.6%となっています。

一方で、26.2%が「特にない」と回答しています。

■主な介助者が困っていること【主な介助者がお困りのことはありますか（複数可）】

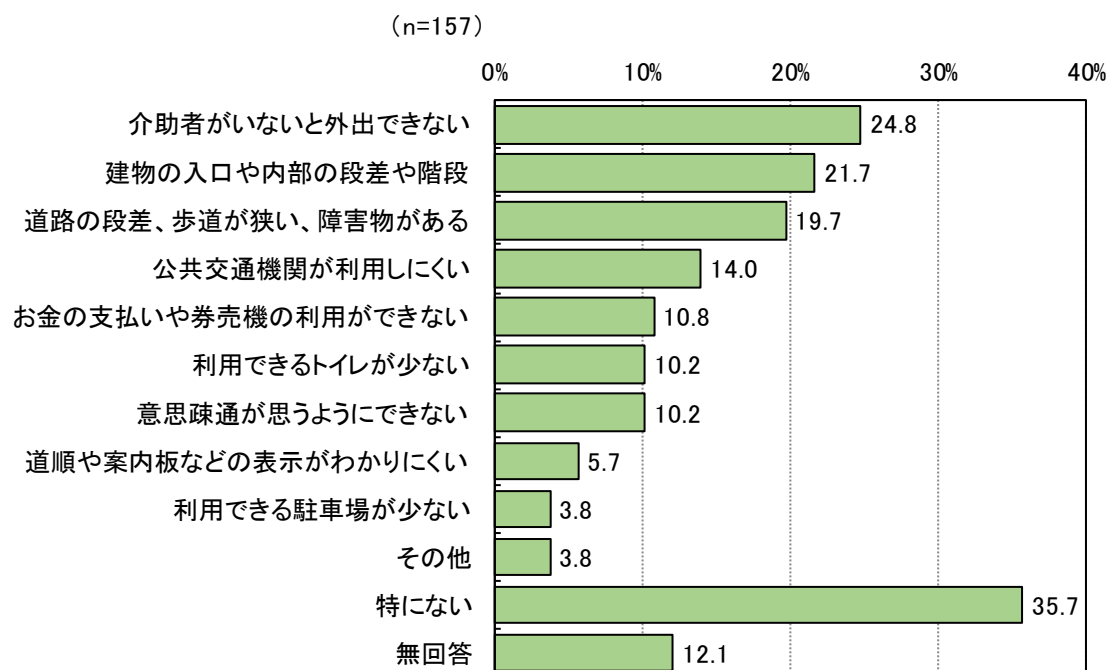


第2章 長瀬町の現状

外出時に不便に感じることは、「介助者がいないと外出できない」が24.8%で最も多く、以下「建物の入口や内部の段差や階段」が21.7%、「道路の段差、歩道が狭い、障害物がある」が19.7%などとなっています。

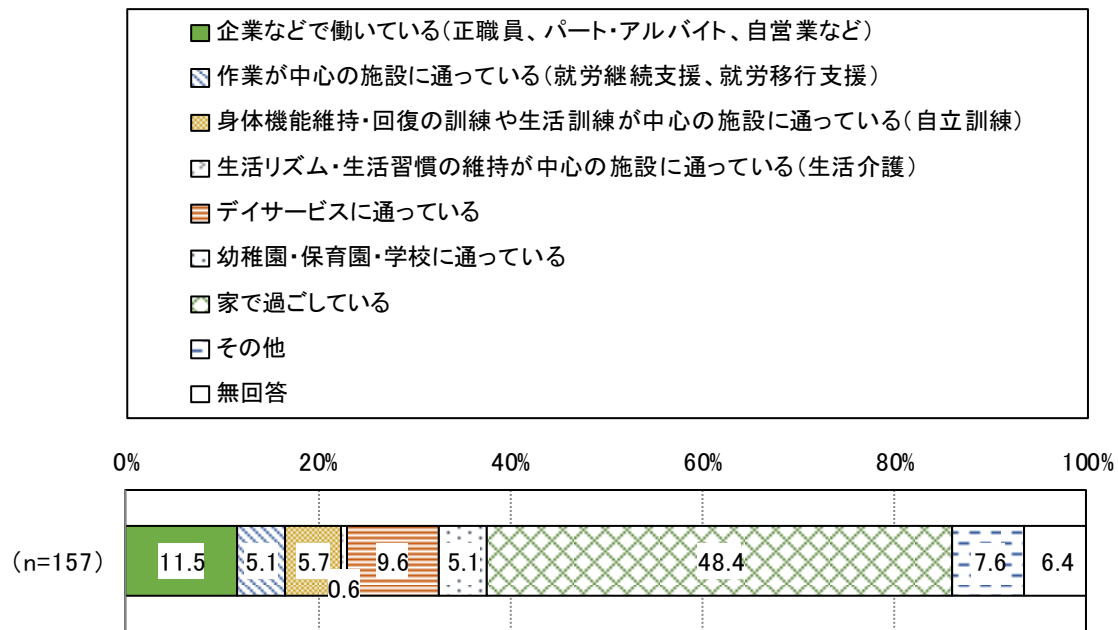
一方で、35.7%が「特にない」と回答しています。

■外出時に不便に感じること【あなたが外出するとき、特に不便に感じることはどのようなことですか（複数可）】



平日の日中について、「家で過ごしている」が48.4%で最も多く、以下「企業などで働いている」が11.5%、「デイサービスに通っている」が9.6%などとなっています。

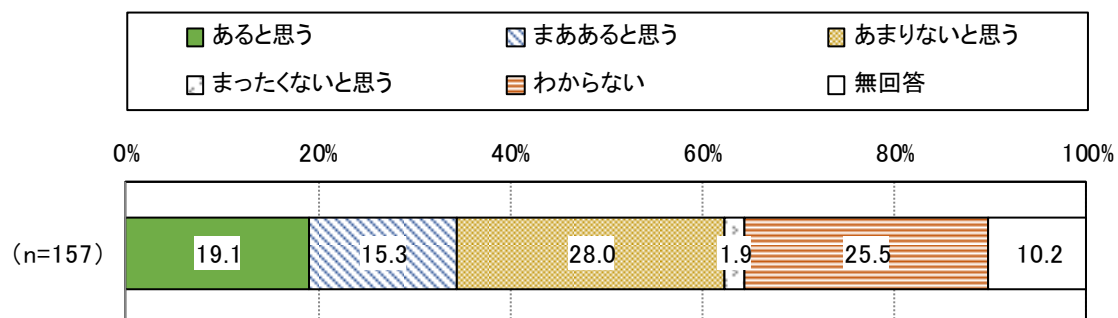
■平日の日中の過ごし方【あて名のご本人は、平日の日中、主にどのように過ごしていますか（1つ）】



(4) 働くことについて

障がい者が働くことの社会の理解について、「ある」と「まあある」を合わせると34.4%、「まったくない」と「あまりない」を合わせると29.9%、「わからない」が25.5%となっています。

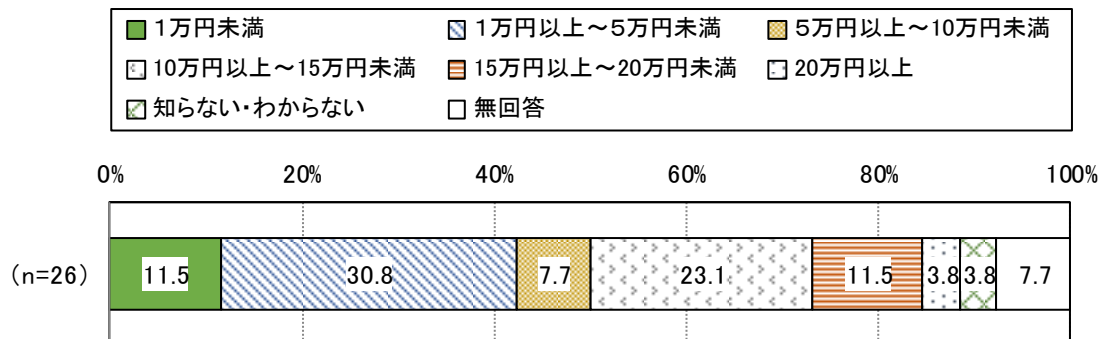
■障がい者が働くことの社会の理解【あなたは、障がいのある人が働くことについて、社会の理解があると思いますか（1つ）】



第2章 長瀬町の現状

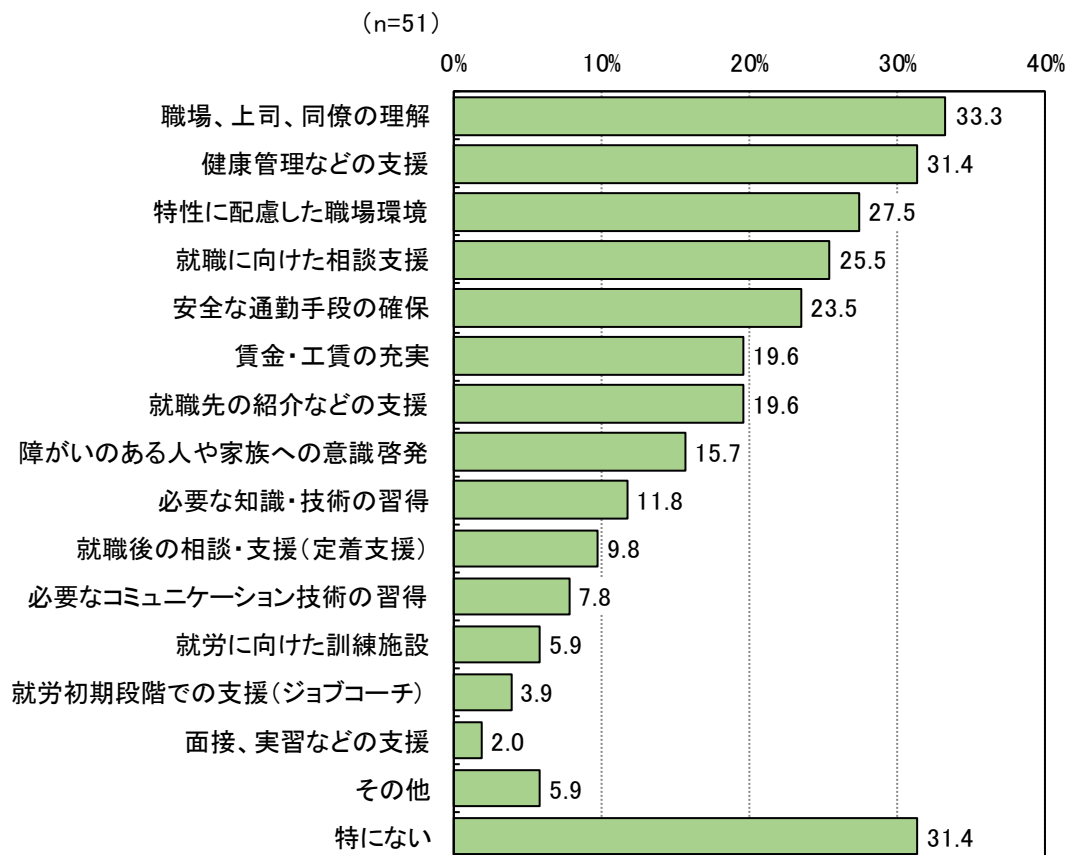
就労している方の1か月の収入は、「1万円以上～5万円未満」が30.8%で最も多く、次いで「10万円以上～15万円未満」が23.1%となっています。

■収入【あなたが働くことで得ることができる1か月の収入は現在どのくらいですか（1つ）】



働くために重要なことは、「職場、上司、同僚の理解」が33.3%で最も多く、以下「健康管理などの支援」が31.4%、「特性に配慮した職場環境」が27.5%、「就職に向けた相談支援」が25.5%などとなっています。

■働くために重要なこと【あなたが働くために重要なことはどのようなことですか（複数可）】

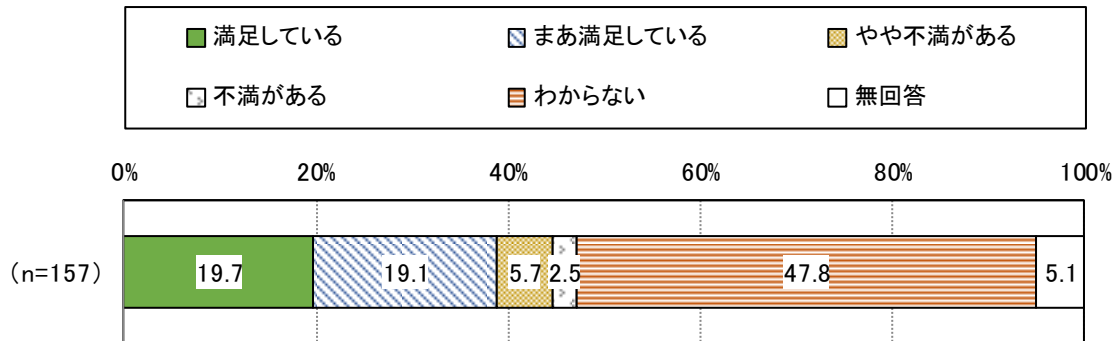


※健康状態や年齢により働くことが難しい方が全体の26.8%、無回答（同様に健康状態や年齢等が理由と考えられる）が全体の40.8%となっており、それらを除いて集計しています。

(5) 福祉サービスについて

町の障害福祉サービスについて、「満足」と「まあ満足」を合わせると38.8%、「不満」と「やや不満がある」を合わせると8.2%、「わからない」が47.8%となっています。

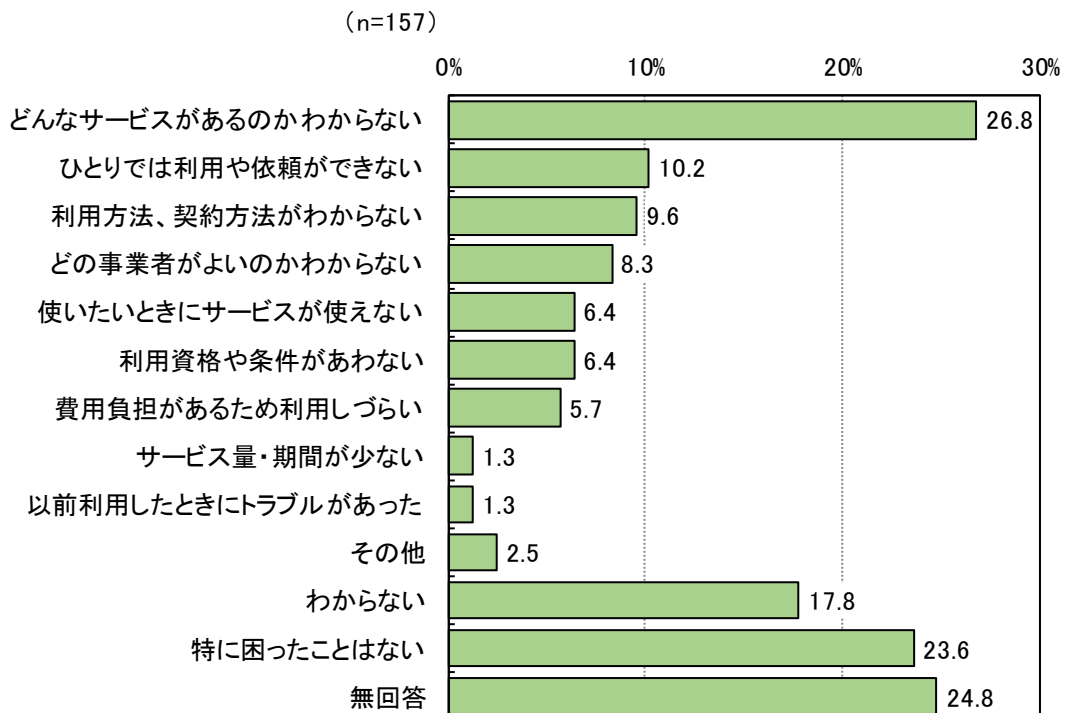
■福祉サービスの満足度【あなたは、町の障害福祉サービスについて満足していますか(1つ)】



福祉サービスを利用するときに困ることは、「どんなサービスがあるのかわからない」が26.8%で最も多く、以下「ひとりでは利用や依頼ができない」が10.2%、「利用方法、契約方法がわからない」が9.6%などとなっています。

一方で、23.6%が「特に困ったことはない」と回答しています。

■福祉サービスを利用するときに困ること【障がいのある人のための福祉サービスを利用するときに困ることはありますか(複数可)】

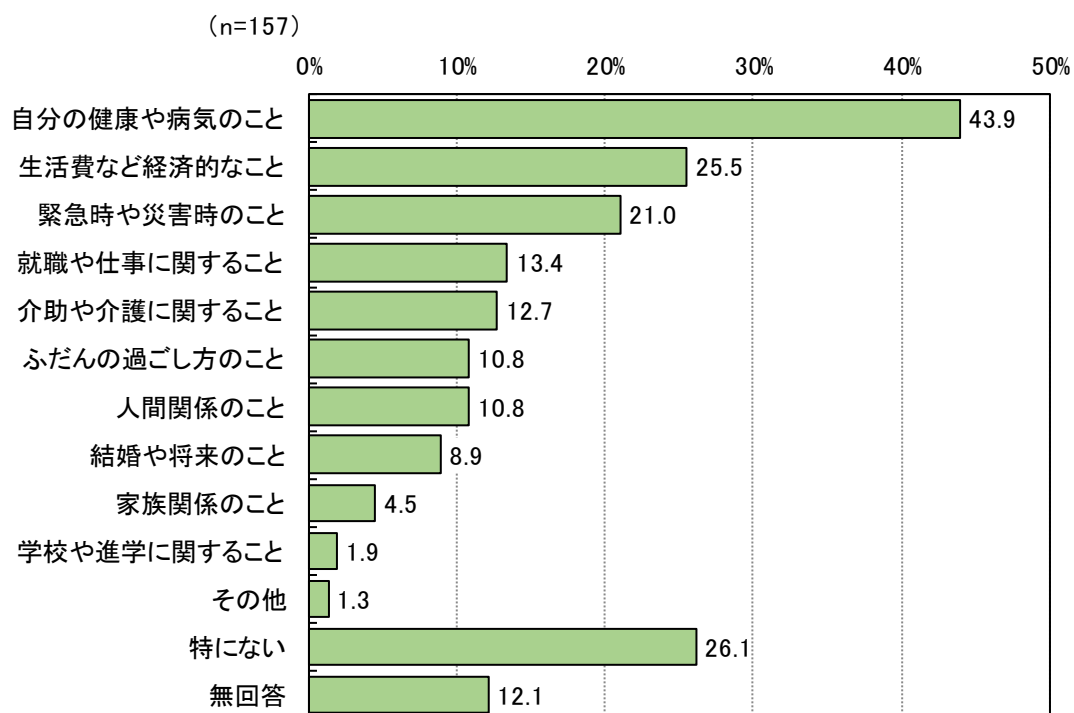


（6）福祉に関する相談や情報について

生活の中での悩みや困りごとは、「自分の健康や病気のこと」が43.9%で最も多く、以下「生活費など経済的なこと」が25.5%、「緊急時や災害時のこと」が21.0%などとなっています。

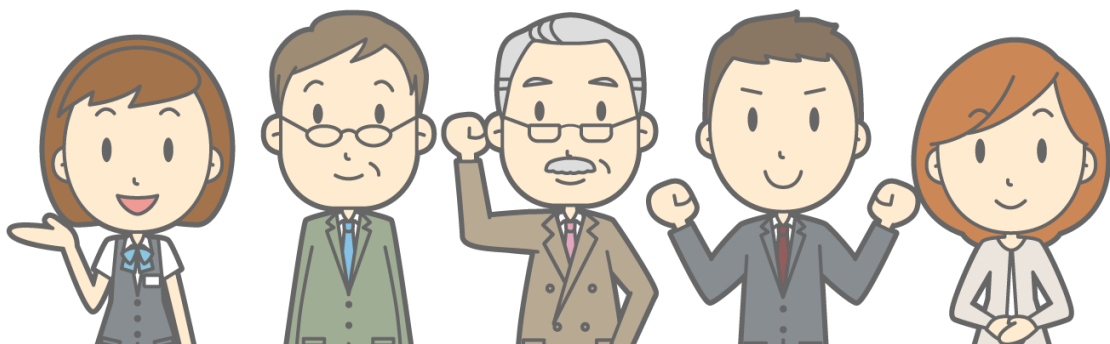
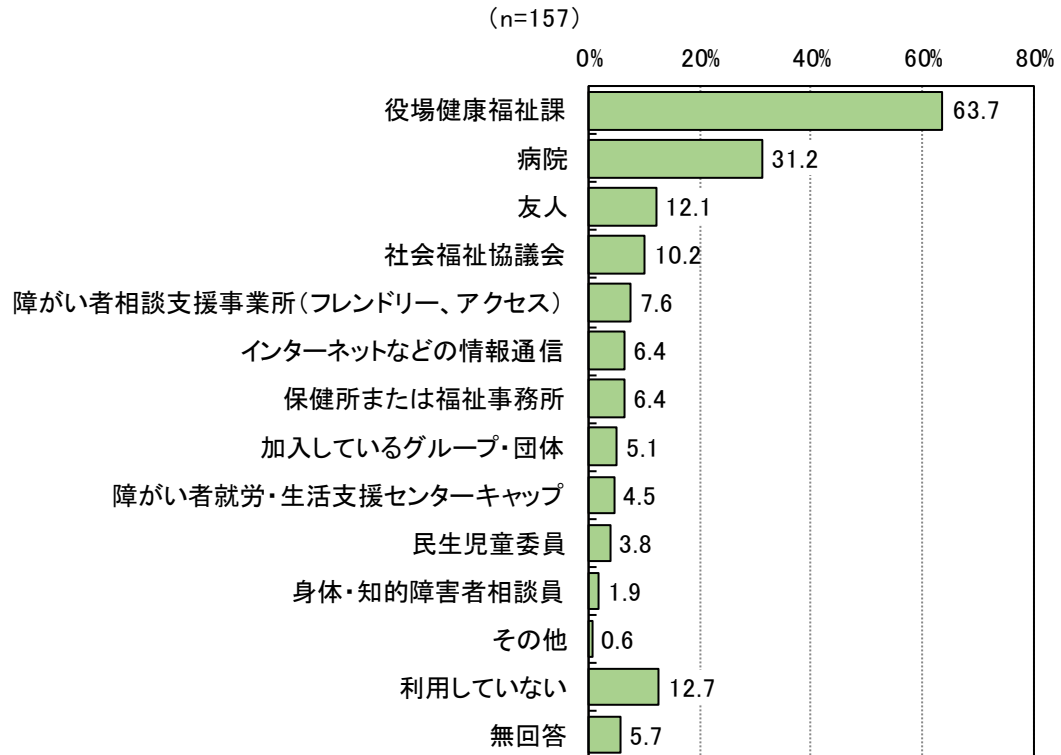
一方で、26.1%が「特にない」と回答しています。

■悩みや困りごと【あなたは、生活の中で悩みごとや困ったことがありますか（複数可）】



福祉に関する相談の相談先として、「役場健康福祉課」が63.7%で最も多く、次いで「病院」が31.2%となっています。

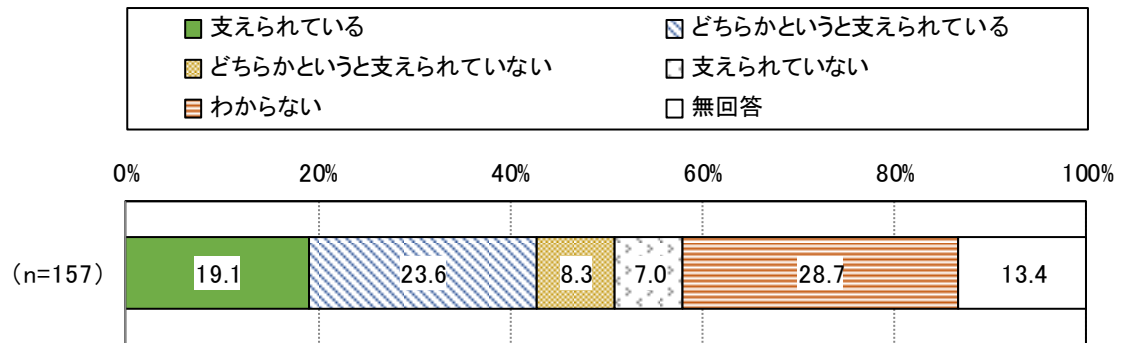
■相談先【福祉に関する相談をしたい時はどのような機関などを利用しますか（複数可）】



第2章 長瀬町の現状

地域の人の支えについて、「支えられている」と「どちらかという支えられている」を合わせると42.7%、「支えられていない」と「どちらかという支えられていない」を合わせると15.3%、「わからない」が28.7%となっています。

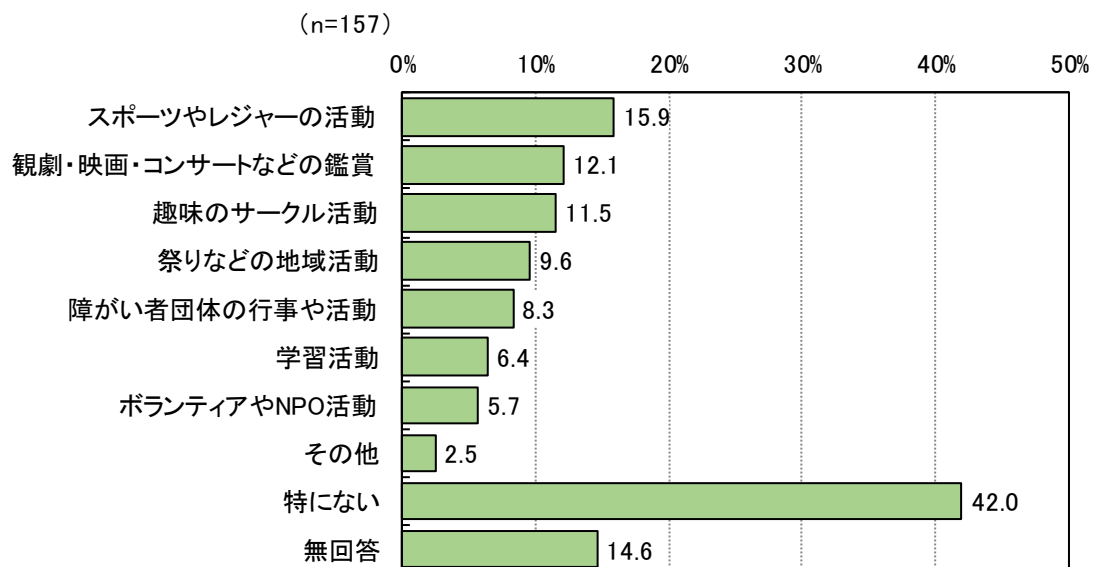
■地域の人の支え【あなたは、地域の人に支えられていると思いますか（1つ）】



この1年間の地域の活動への参加状況は、「スポーツやレジャーの活動」が15.9%で最も多く、以下「観劇・映画・コンサートなどの鑑賞」が12.1%、「趣味のサークル活動」が11.5%などとなっています。

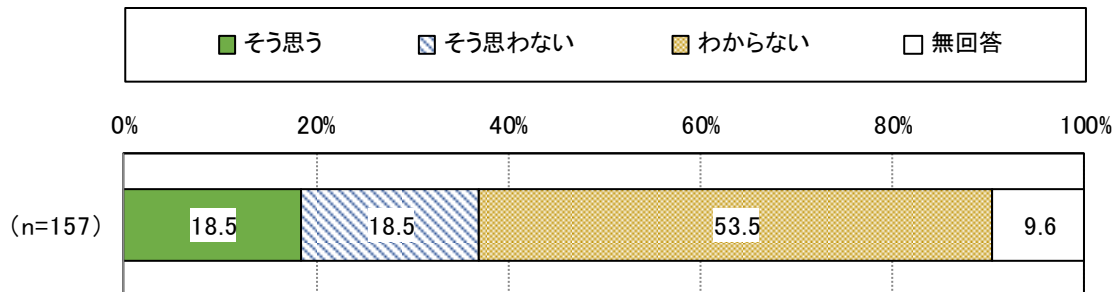
一方で、42.0%が「特にない」と回答しています。

■地域の活動参加【あなたは、この1年間に趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動をしましたか（複数可）】



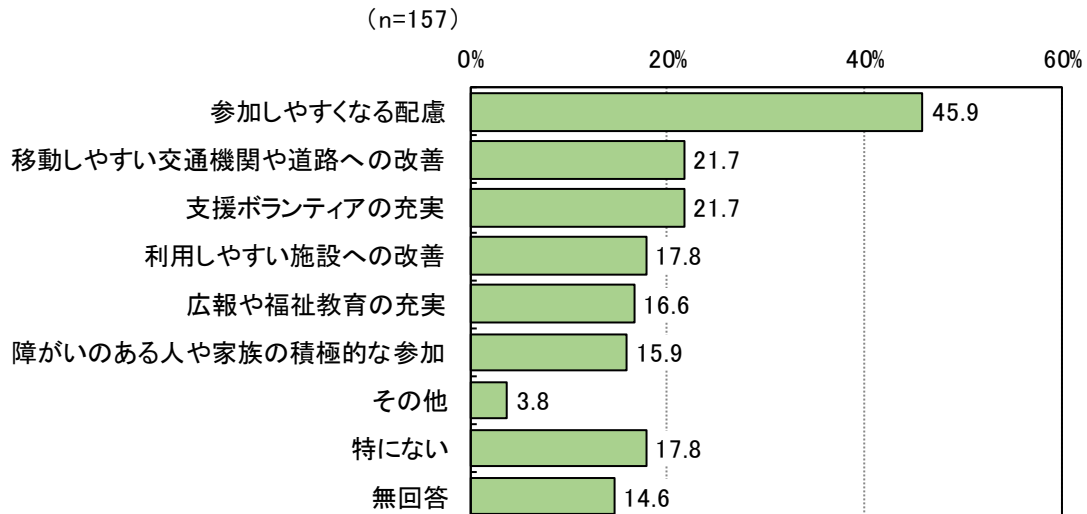
長瀬町の社会参加のしやすさは、「わからない」が53.5%で最も多く、「そう思う」と「そう思わない」がともに18.5%となっています。

■社会参加のしやすさ【障がいのある人が気軽に外出し、地域の行事に参加できるなど、長瀬町は「障がいのある人にとって社会参加しやすいまち」だと思いますか（1つ）】



社会参加しやすくするために必要なことは、「参加しやすくなる配慮」が45.9%で最も多く、次いで「移動しやすい交通機関や道路への改善」と「支援ボランティアの充実」がともに21.7%となっています。

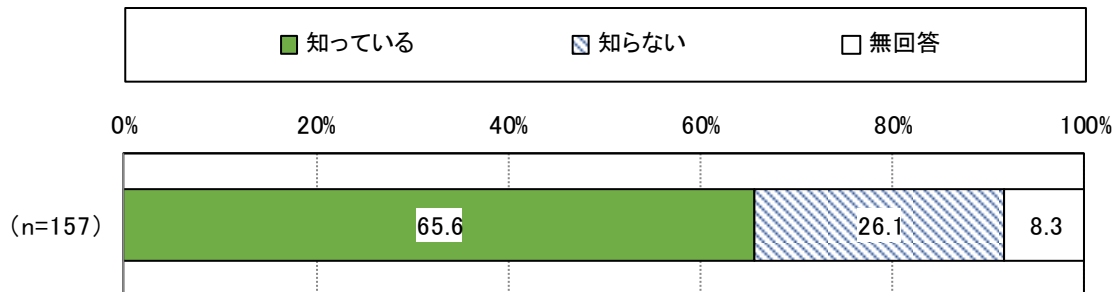
■社会参加しやすくするために必要なこと【あなたは、障がいのある人が社会参加しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか（複数可）】



(7) 災害時の避難などについて

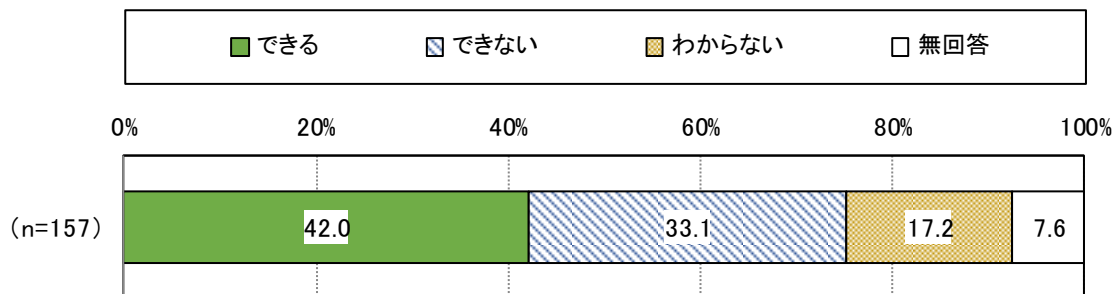
災害時の避難場所について、「知っている」が65.6%、「知らない」が26.1%となっています。

■避難場所の認知度【あなたは、お住まいの近くの災害時の避難場所を知っていますか(1つ)】



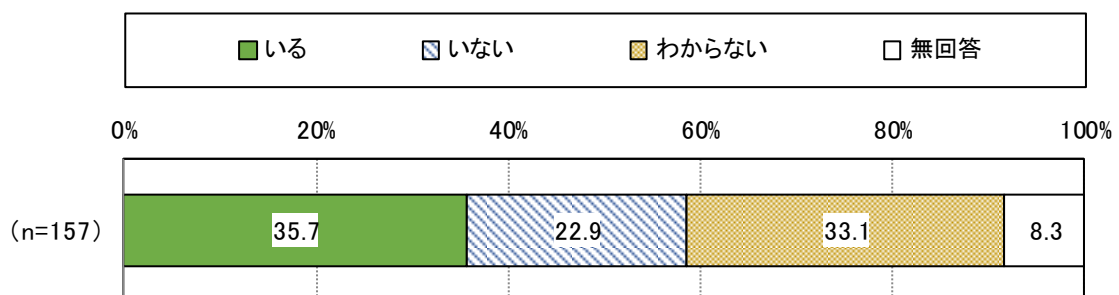
災害時にひとりで避難することが「できない」との回答は33.1%、「わからない」が17.2%となっています。

■災害時の避難【あなたは、災害時にひとりで避難することができますか(1つ)】



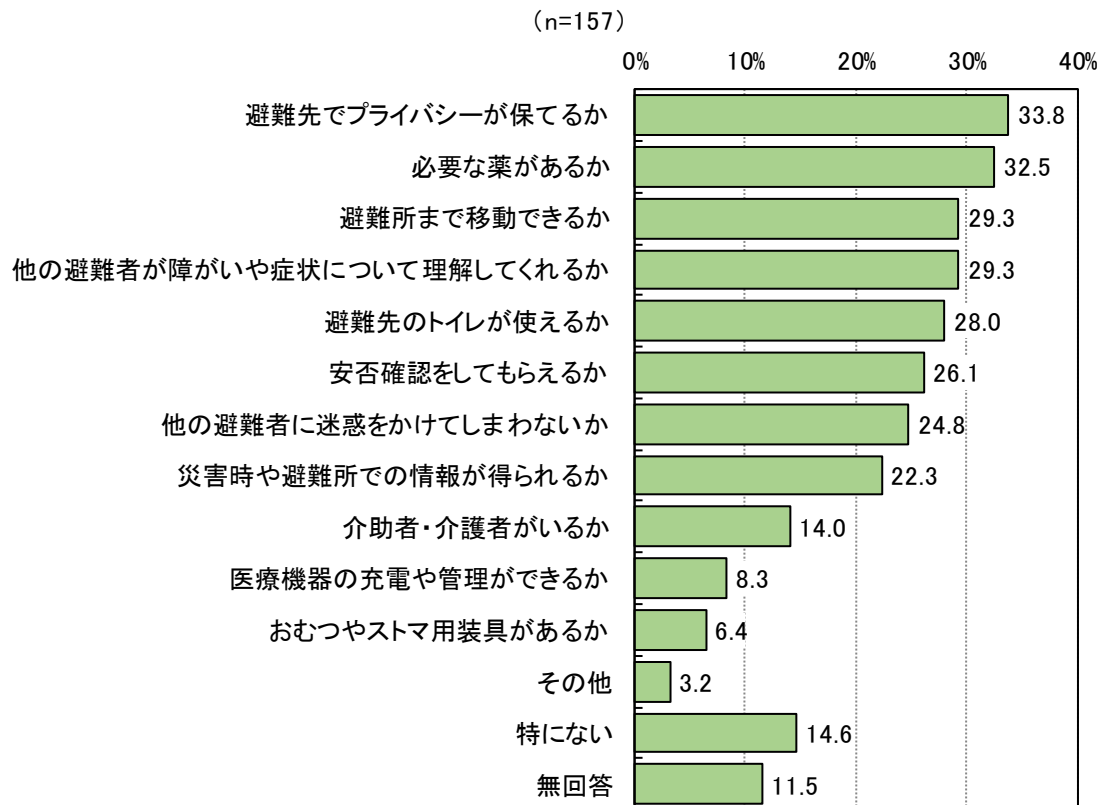
家族などが不在の場合やひとり暮らしの場合、近くに助けてくれる人が「いない」との回答は22.9%、「わからない」が33.1%となっています。

■家族が不在等の場合に助けてくれる人【家族などが不在の場合やひとり暮らしの場合、近くにあなたを助けてくれる人はいますか(1つ)】



災害発生時や避難所での生活での不安は、「避難先でプライバシーが保てるか」が33.8%で最も多く、以下「必要な薬があるか」が32.5%、「避難所まで移動できるか」と「他の避難者が障がいや症状について理解してくれるか」がともに29.3%などとなっています。

■災害発生時や避難所での生活での不安【あなたは、災害発生時や避難所での生活について、不安に思うことはありますか（複数可）】

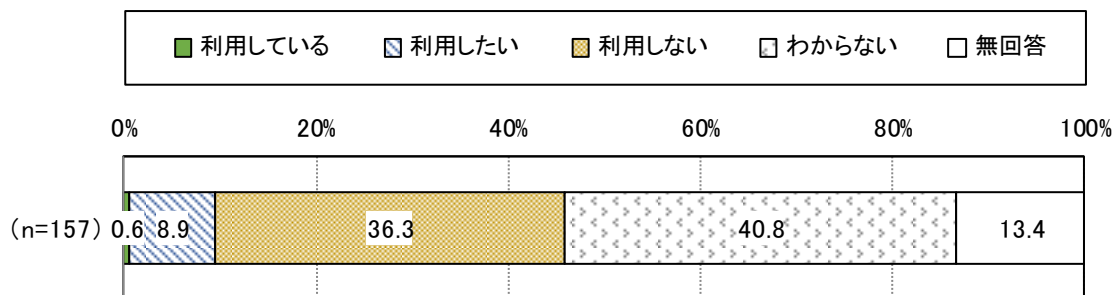


(8) 町の取組について

成年後見制度を「利用したい」との回答は8.9%となっており、「利用している」と合わせると9.5%となっています。

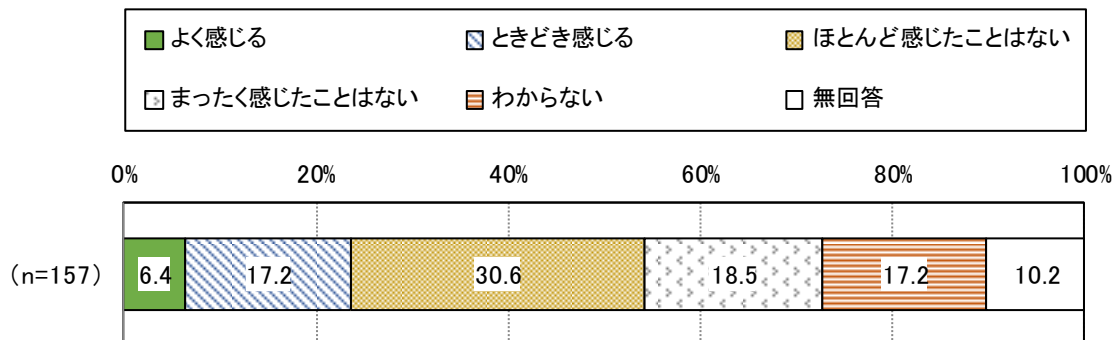
一方、「わからない」が40.8%、「利用しない」が36.3%となっています。

■成年後見制度の利用希望【成年後見制度とは、障がいなどで判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し、支援する制度です。あなたは、成年後見制度を利用したいですか（1つ）】



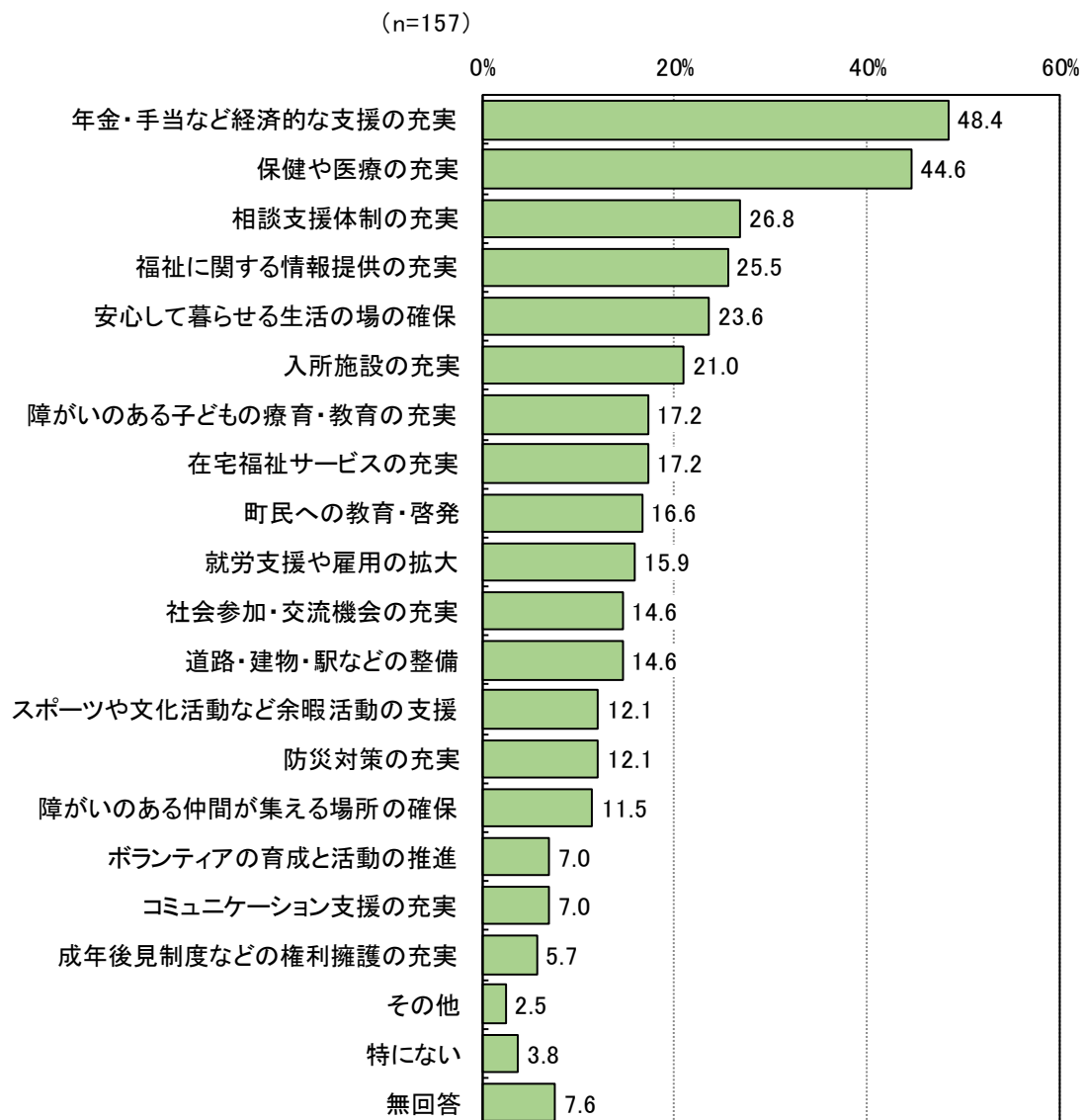
日常生活における差別や偏見について、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせると23.6%、「まったく感じたことはない」と「ほとんど感じたことはない」を合わせると49.1%、「わからない」が17.2%となっています。

■日常生活における差別や偏見【あなたは、日常生活において差別や偏見を感じることはありますか（1つ）】



障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのための重要施策は、「年金・手当など経済的な支援の充実」が48.4%で最も多く、以下「保健や医療の充実」が44.6%、「相談支援体制の充実」が26.8%、「福祉に関する情報提供の充実」が25.5%などとなっています。

■まちづくりの重要施策【障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために、どのような施策が重要だと思いますか（5つ）】



第3節 ヒアリング調査結果概要

1 実施概要

本計画の策定にあたって、アンケート調査では把握できない障がいのある人及びその家族等の障がい福祉や生活全般に関する要望・意見等を聴取するため、ヒアリング調査を実施しました。

2 調査結果概要

(1) 活動上の問題点や今後の課題

- ・高齢者となる利用者の今後の生活設計。
- ・本人に合った就労先の確保ができていない。
- ・専門職が不足している。
- ・職員が限られており、利用者の工賃向上に向けた取組が難しい状況にある。
- ・特別支援学校に在籍する児童生徒を受け入れるための放課後等デイサービスが必要である。
- ・医療的ケア児の受け入れ希望が多くなっているが、人材確保の面でも資金面でも困難な状況にあり、町からの補助金等が必要である。

(2) 障がい福祉サービスの問題点や必要なサービス

- ・サービスについて分かりやすい情報を発信してほしい。
- ・引きこもり等によるサービス未利用者の利用促進を行ってほしい。
- ・施設や病院から在宅に移行した障がい者の生活支援や訪問系サービスを充実すべきである。
- ・サービスとサービスをつなげる役目をしっかりとしてもらいたい。
- ・放課後児童クラブと放課後等デイサービスの共存により、子どもたちの可能性を広げたい。

(3) 就労支援における町の課題や必要な活動

- ・障がい者枠の求人が減少している。
- ・秩父地域では通勤手段が問題となっている。
- ・障がいの程度や性格が異なる人の集まりなので、その人に合った作業を提供して、社会とのつながりを持って生活や人生を豊かに送ることが必要である。
- ・埼玉県社会適応訓練事業が終了し、職場体験ができなくなったことから、事業所や関係機関等の協力体制を整えていくことが必要である。

(4) 教育支援における町の課題や必要な活動

- ・一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が必要である。
- ・保護者や学校と連携して、子どもの成長の手助けができるようにしていくことが必要である。
- ・権利擁護について小中高で学べる機会があると良い。
- ・地域の方と交流できる場を増やし、地域の方が障がいのある方への理解を深められると良い。
- ・障がいのある方を支援するボランティア等の交流の機会があると良い。
- ・SNS等にさらされている子どもたちには、早期からメンタルヘルスについて教育していくことが重要ではないか。

(5) 障がいのある人が快適に外出するために必要なこと

- ・公共交通機関を利用しやすくする。
- ・移動支援や生活サポートを利用しやすい環境をつくる。
- ・定期券は障害者割引が適用されていないので、適用になると良い。
- ・外出支援や身体的・金銭的な負担軽減とともに、地方なので障がいという周知・理解が全体的に必要なのである。
- ・身体に障がいのある方にも使いやすい施設が多くなれば、外で過ごすことや地域の方との交流する機会が多くなると思う。

(6) その他の意見

- ・障がいのある方も共に参加できる交流の機会があると良い。
- ・親亡き後の精神障がい者の自立に成年後見制度は深く寄与と思うので、成年後見制度が利用しやすくなるような行政の動きに期待している。
- ・障がい者に対しての理解がまだ十分とは言えない。(特に精神障がい者に対しての理解) 障がいのある人もない人も安心して暮らせる社会になればよいと思う。
- ・災害時に配慮した避難対策や要援護者対策を充実すべきである。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町では、障がいの有無にかかわらずともに歩む社会を目指す「ノーマライゼーション」、生活の目標やライフスタイルのよりよい水準を目指す「生活の質の向上」、障がいがあるために人間的な生活条件から疎外されている人の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念のもと、障がいのある人への施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現在、国において、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においては、子ども・高齢者・障がいのある人など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会^{*}」の実現が求められています。

そのため、本計画では、これまでの考え方を踏まえ、障がいの種類や程度を問わず、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

支え合い 豊かに生きる 共生のまちの創造

第2節 基本的視点

本計画の基本理念を実現するため、国及び県の基本的な考え方や取組等を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や障がいのある人のニーズ等を考慮して、本計画では、次の3つの基本的視点に基づき、施策を体系化します。

視点1 バリアフリー*化・アクセシビリティの向上

これまで「障がい」は、心身の機能の障がいのみに起因するとする「医学モデル」の考え方でしたが、障害者権利条約においては、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方となっています。

そのため、社会のあらゆる場面におけるバリアフリー化とアクセシビリティの向上を推進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できる社会の実現を目指します。

視点2 総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が地域で自立して生活が続けていくためには、生涯を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うことが求められます。

支援にあたっては、地域の人々の理解や思いやりのあるサポートが重要であり、町民等との協働*による地域共生社会の実現を促進し、誰もが住み慣れたところで、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

視点3 一人ひとりの特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいのある人が自らの意思で自ら望む暮らし方を選択し、自己実現できるよう、一人ひとりの特性や障がいの状態、生活実態等に配慮したきめ細かい支援をしていくことが求められます。

そのため、個々の状況やニーズの適切な把握に努めるとともに、情報提供や相談体制等の充実を図り、障がいのある人が必要とする支援を適正に受けられるようにします。

また、社会全体の理解の促進に向けて啓発・教育等の充実を図り、障がいを理由とする差別の解消や権利擁護*を推進します。

第3節 基本目標

基本理念及び基本的視点を踏まえ、次の7つを基本目標とします。

基本目標1	健康で生き生きとした暮らしの推進	【保健・医療分野】
基本目標2	自立した生活を支援するサービスの充実	【生活支援分野】
基本目標3	一人ひとりにふさわしい教育環境の推進	【教育・育成分野】
基本目標4	生きがいを持った暮らしの推進	【雇用・就労分野】
基本目標5	安心して暮らすことのできるまちの推進	【生活環境分野】
基本目標6	ふれあいと理解とコミュニケーションの推進	【啓発・広報分野】
基本目標7	心豊かに充実した暮らしの推進	【スポーツ・芸術分野】

第4節 施策体系

【基本目標】

【基本的施策】

基本目標 1 健康で生き生きとした 暮らしの推進 【保健・医療】	1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療 (1) 母子保健事業の充実 (2) 成人保健事業の充実 (3) 精神保健対策の充実 (4) 難病保健対策の充実 2 医療とリハビリテーションの充実 (1) 二次障がい発生予防の充実 (2) リハビリテーション体制の推進 (3) 訪問看護体制の充実 (4) 医療費支給の実施
基本目標 2 自立した生活を支援 するサービスの充実 【生活支援】	1 生活支援体制の整備 (1) 福祉サービスの充実 (2) 経済援助の周知 (3) 福祉機器の利用促進 2 生活の安定 (1) 相談支援体制の強化 (2) 権利擁護の推進
基本目標 3 一人ひとりにふさわし い教育環境の推進 【教育・育成】	1 早期教育の充実 (1) 就学指導、教育相談の充実 (2) 指導内容の充実 2 特別支援教育の推進 (1) 療育環境の充実 3 交流教育の推進 (1) 多様な交流の機会の提供
基本目標 4 生きがいを持った 暮らしの推進 【雇用・就労】	1 雇用・就労の促進 (1) 障がいのある人の雇用の場の拡大 2 福祉的就労の促進 (1) 福祉的就労の促進
基本目標 5 安心して暮らすこと のできるまちの推進 【生活環境】	1 福祉のまちづくりの推進 (1) バリアフリーの推進 (2) 住宅の整備 2 移動・交通対策の推進 (1) 交通環境の整備 3 防災・防犯対策の推進 (1) 防災・防犯意識の高揚 (2) 緊急時の情報提供・通信体制の整備 (3) 感染症対策の充実
基本目標 6 ふれあいと理解と コミュニケーションの 推進 【啓発・広報】	1 啓発・広報活動の促進 (1) 障がいのある人の理解の促進 (2) 体験・交流事業の推進 2 情報のバリアフリー化 (1) 情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実 3 ボランティア活動の推進 (1) ボランティア活動の促進 4 福祉教育の推進 (1) 福祉教育の推進
基本目標 7 心豊かに充実した 暮らしの推進 【スポーツ・芸術】	1 文化活動への参加の促進 (1) 文化活動の充実 2 スポーツ・レクリエーション活動の充実 (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

第4章 具体的施策

基本目標1 健康で生き活きとした暮らしの推進【保健・医療】

1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療

【現状と課題】

障がいの早期発見、早期治療、継続的治療は障がいのある人への支援の基本です。障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療を図るため、母子保健対策としては、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳2か月児健康診査を行っています。

母子保健活動の相談や健康診査及び訪問活動では、近年増加している育児不安や虐待予防、こころの健康づくり対策についても取組を強化する必要があります。

また、壮年期以降の疾病等による障がいの発生も多く、生活習慣病*等の疾病対策も重要な課題であることから、健康づくりを推進するために、講演会、健康教室等を開催して、健康についての意識を高めるとともに、各種健診を実施して疾病の早期発見・早期治療に努めています。

【今後の取組】

(1) 母子保健事業の充実

妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病の予防や異常の早期発見を図るため、また、育児不安を持つ母親が増えている状況など新たな課題に対応した母子保健の充実に努めます。

取組	取組内容
①妊産婦健康診査の充実	◇乳幼児・妊産婦の健康管理のため、年代に応じた各種健康診査の充実に努め、障がいの早期発見、早期対応を図ります。 ◇健康診査において異常が認められた乳幼児や家族及び妊産婦に対して十分な援助ができるよう関連機関との連携を強化します。
②先天性代謝異常等検査の実施	◇心身障がいの原因となる先天性代謝異常を発見するため、検査等の事業を推進します。
③相談事業の充実	◇乳幼児の発達・発育支援、保護者の育児不安の解消などを図るための育児相談事業を推進します。 ◇遺伝相談など疾病予防のための相談事業を推進します。 ◇妊産婦、乳幼児を対象とした各種保健教室を実施し、育児相談等に応じます。
④訪問相談体制の充実	◇妊産婦、新生児及び乳幼児を対象とした訪問、相談事業をさらに充実し、適正な訪問指導を実施します。

（２）成人保健事業の充実

生活習慣病予防教育、健診の受診率向上を図るとともに、生活習慣病や疾病による後遺障害を予防するため、適切な生活習慣をとおして自ら健康管理ができるよう成人保健事業の充実に努めます。

取組	取組内容
①健康相談・健康教育の充実	◇生活習慣病の予防や健康増進などの知識の普及を図るための、各種健康教室を開催します。
②障がいのある人の在宅への訪問指導	◇障がいのある人が規則正しい生活を送れるように、介護方法や家庭でできるリハビリテーションの指導を実施し、寝たきり予防を推進します。

（３）精神保健対策の充実

精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるためには、保健・医療・福祉等と地域住民の自主的な活動組織の育成・支援が必要となってきます。このために、医療機関におけるチーム医療の推進やリハビリテーション医療の充実など医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実を図ります。

取組	取組内容
①相談体制の充実	◇保健所、医療機関、サービス提供事業所など、各関係機関が協力しつつ、健康や日常生活などについての相談体制を充実させ、精神障がいのある人の社会復帰や自立生活の促進を図ります。 ◇引きこもり、思春期や青年期の精神障がいなどの特定の障がいに対する相談体制の充実を図ります。

（４）難病保健対策の充実

難病は、高度かつ専門の医療が必要であるとともに、療養生活が長期にわたり、看護と介護に多大な労力を要することなどから、緊急時の医療はもとより在宅療養における環境整備の充実など、保健・医療・福祉が連携し、患者・家族のＱＯＬの向上のための各種支援事業の充実を図ります。

取組	取組内容
①生活の質（ＱＯＬ）の向上	◇本人、家族の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るため、在宅サービスの利用を推進します。 ◇ニーズに合った福祉用具の利用に関する相談や援護方法などの情報提供を推進します。

2 医療とリハビリテーションの充実

【現状と課題】

リハビリテーションは家庭や保育、学校教育等の各段階における生活の基盤や障がいのある人が地域で自立した生活を送る基礎を作るうえできわめて重要となっています。

また、適切な保健・医療サービスやリハビリテーションを受けることは、障がいのある人が地域で自分らしく生活するために不可欠であり、身近な地域において適切なリハビリテーションを受けられるように情報の提供と体制の整備が急がれます。障がいのある人それぞれのニーズに合った支援ができるように医療を含めた専門機関等の連携や保健・医療サービス、リハビリテーション体制の充実に努めていくことが必要となっています。

【今後の取組】

（１）二次障がい発生予防の充実

障がいに伴う二次障がい及び合併症を予防するため、定期的な医学管理及び本人、家族への情報提供を行います。

また、障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るとともに、障がいのある人に対する適切な保健サービスを提供します。

取組	取組内容
①健康相談事業の充実	◇障がいに伴う二次障がいの発生予防等のために、障がい者週間*等の相談しやすい場面を活用して、障がいのある人の健康相談や健康診査等の保健対策の一層の充実を図ります。
②保健・医療・福祉の連携の推進	◇障がいが発生した初期の段階で本人、家族に対し、障がいを軽減する各種サービスの紹介等を実施し、精神的支援を図ります。 ◇治療のための医療体制の整備、定期的医学管理等の推進について、医療機関との連携強化に努めます。

（２）リハビリテーション体制の推進

障がいのある人の自立を促進するためには、障がいに応じた適切な医療とリハビリテーションが受けられるよう、実施体制を充実することが必要です。

そのために、医療部門におけるリハビリテーション体制の整備・充実を図るとともに、理学療法士*、作業療法士*等の専門職との連携に努めます。

取組	取組内容
①リハビリテーション医療施設の整備	◇リハビリテーション機能の充実を医療施設に働きかけます。
②人材の確保の推進	◇理学療法士、作業療法士等の人材の養成・確保を医療機関とともに検討、推進します。

（３）訪問指導体制の充実

保健師が障がいのある人の住まいを訪ね、障がいのある人の病状や生活上の相談にのったり、必要な援助を行います。実際の生活の場を訪ねてもらうことで、より具体的に相談や援助が受けられ、障がいのある人自身が障がいとうまく付き合い、良好な地域生活、家庭生活を送れるようサービスの充実に努めます。

取組	取組内容
①訪問指導体制の充実	◇在宅で療養する難病患者等に対して、保健師が患者を訪問し、指導援助を行っていますが、この事業をより一層充実します。 ◇療養、看護、機能訓練などを必要とする人に対して、保健師等が各家庭を訪問し、指導援助を行っていますが、この事業をより一層充実させます。

（４）医療費支給の実施

医療や通院に係る医療費の軽減により、本人の生活の安定と福祉の充実に努めます。

取組	取組内容
①重度心身障害者医療費支給の実施	◇重度の心身障害者医療費の一部負担金を助成します。 ◇重度心身障害者医療費支給制度の周知を図り、制度の利用を推進します。
②自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付	◇障がい除去または軽減する医療（更生医療、育成医療）及び精神疾患に対する通院医療（精神通院医療）の周知を図り、利用を推進します。
③ひとり親家庭等の医療費の助成	◇母子家庭、父子家庭、養育者家庭や父又は母に一定の障がいがある家庭の児童（一定の障がいがある児童は20歳まで）を育てている家庭に対し、医療費の一部負担金を助成します。

基本目標2 自立した生活を支援するサービスの充実【生活支援】

1 生活支援体制の整備

【現状と課題】

障がいのある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障がいのある人が、できる限り主体的に自立生活を送れるようにするための選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるように施策を推進する必要があります。

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障がいのある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた取組を推進します。

【今後の取組】

（１）福祉サービスの充実

障害者総合支援法の基本は、障がいのある人が安心して暮らすことできる地域づくりを目指す地域福祉です。これに基づいて、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる支援を行います。

（２）経済援助の周知

障害者手帳の等級に応じた公的サービスには、JR・私鉄・タクシー運賃等の割引や、税金の控除、NHK受信料の免除等、さまざまな割引制度があるので、関係機関と協力して周知していきます。

また、公的年金制度、各種手当制度等の周知も図ります。

（３）福祉機器の利用促進

障がいのある人が自立して社会活動に参加していくうえで福祉機器は、障がいのある人を暮らしやすくし、また、介護者の負担を軽くします。町では、補装具^{*}の給付・修理と、日常生活用具の給付・貸出を行っています。

これらの事業を周知して内容を充実していくことや、その他情報提供を望む障がいのある人のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していきます。

取組	取組内容
①福祉機器に対する理解と利用の促進	◇福祉まつり等において、保健師や作業療法士、関係業者による相談等を行い、利用者にあった各種福祉機器や介護用品を考え、適切な利用促進に努めます。
②福祉機器の給付などの実施	◇身体障がいのある人の身体的欠損や心身機能の損傷を補い、日常生活や就業を容易にするため、補装具の給付、修理を行います。 ◇在宅や重度障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や浴槽などの日常生活用具の給付を行います。

2 生活の安定

【現状と課題】

障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重されるとともに、地域において安心して生活できることを基本に、自己選択と自己決定を基本に住み慣れた地域の中で生活し、社会参加できる環境づくりが求められています。

障がいのある人が社会参加するうえで、身近な相談・支援体制の確立や障がいのある人の権利擁護の推進を図る必要があります。

このため、福祉サービスの量的・質的充実、福祉サービス従事者の資質の向上、福祉サービス情報の提供促進を図る必要があります。

【今後の取組】

（１）相談支援体制の強化

障がいがあるために十分な判断ができにくい人、自己の表現が困難な人に対する支援は障がいのある人の意志をくみ取って、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、基幹相談支援センターとの連携を図ります。

取組	取組内容
①相談窓口の充実	◇地域における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の確立に努めます。 ◇町委嘱の「障害者相談員」を配置しています。 ◇基幹相談支援センター（令和3年1月に開設）において、専門の職員が障がいのある人や関係機関からの相談に対応します。
②相談支援の実施	◇障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障がいのある人の自立等に必要な相談支援体制を実施します。 ◇地域の障がいのある人への福祉に関する中核的な役割を持つ地域自立支援協議会を活用し、相談支援や地域の課題を協議し、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 権利擁護の推進

権利が侵害されやすい障がいのある人が安心して生活することができるよう、専門相談など障がいのある人の基本的権利を擁護する支援体制の整備に努めます。

取組	取組内容
①権利擁護体制の整備	◇成年後見制度等を活用し、積極的に障がいのある人の権利を守るよう努めます。また、福祉サービスの利用に関しては契約の必要があるため、成年後見制度により円滑に利用できるよう努めます。経済的に成年後見制度の利用が困難な場合についても、だれでも利用できるよう支援します。
②虐待の防止	◇虐待は障がいのある人の人権を著しく侵害し、心身の健康または生命に深刻な影響を及ぼす行為です。町では、町民の協力を得て、虐待を受けている（又は受けていると思われる）児童、高齢者や障がいのある人の早期発見と迅速な安全確認を行うことや、虐待の周知による防止を図り、虐待を認めない地域社会の構築を目指します。通報・相談窓口を設置しています。

基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境の推進【教育・育成】

1 早期教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもへの教育については、その可能性を最大に伸ばし、将来社会的に自立して生活していくことができるように、その基本を習得させることが最大の目的であり、障がいのある子ども一人ひとりの成長の各段階に応じた適正な就学の推進が必要です。

教育・育成施策の推進にあたっては、心身障がいのある子どもの成長のあらゆる段階において、一人ひとりの障がいの特性等に応じた合理的な配慮を展開することにより、もっとも適切な教育・育成の場を確保するという基本的視点に立った、諸条件の整備が求められています。

また、障がいのある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備が重要です。

障がいのある子どもの願いを大切にし、多様で適切な教育の場を提供するとともに、社会的な自立や参加を可能な限り実現するため、関係機関の連携による総合的な進路指導など、教育の一層の充実を図る必要があります。

【今後の取組】

（１）就学指導、教育相談の充実

障がいのある子どもの保育や養育を効果的に行うためには、保護者との相談を充実させ、個々のニーズに応じた対応が大切です。

在宅の子どもたちについては町の事業をとおり、育児不安や発達相談指導の充実を図り、障がいに対する早期発見、早期対応にも努めます。

取組	取組内容
①早期教育と教育相談の充実	◇早期教育を総合的に推進するため、特別支援学校、障がい児施設、保育所、幼稚園等と連携を強化します。 ◇就学前の幼児を対象にした巡回教育相談を実施し、適正就学を促進します。

（２）指導内容の充実

心身に障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズや障がいの実態に応じた適切な就学指導の実施、教育内容の充実、教育環境の整備などにより、特別支援教育の充実を図ります。

取組	取組内容
①教育・指導内容の充実	◇特別支援学級を担当する教職員の研修会・交流会の実施と参加などにより教育・指導内容の充実を図ります。 ◇特別支援学級の設置校の全教職員についても研修会を実施するなど、特別支援教育についての意識啓発を行います。

2 特別支援教育の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもに対する心身の育成はできるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。このため、健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、その成長の各段階で障がいの程度に応じ適切な療育を実施する体制の充実を図ることが重要となっています。

また、障がいのある子どもの学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性から、これまで進められてきた教育・療育の施策を活用しつつ、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する効果的な相談・支援体制の構築が求められています。

特別支援教育とは、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症*を含めて障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援をするものです。

【今後の取組】

（１）療育環境の充実

障がいのある子どもについては、障がいの早期発見から速やかに療育へ移行できる体制を整備します。また、療育環境の充実を図るとともに、相談窓口の設置を行います。

さらに、担当職員の資質の向上を図るため研修等を充実します。

取組	取組内容
①特別支援教育の推進	◇児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた支援が受けられるよう、必要に応じて関係機関との連携を図るとともに、各学校における支援体制や学校施設の整備充実等に努めます。
②担当教員の資質の向上	◇特別支援教育担当者の指導力の向上、関係機関との連携協力体制の構築により、教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や資質・指導力の向上に努めます。

3 交流教育の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもの生活経験を深め、主体的に生活する態度を養い、社会性や人間性を育むために、小・中学校及び高等学校の児童生徒や地域の人々と活動をもに交流教育の推進が必要です。

【今後の取組】

(1) 多様な交流の機会の提供

改訂された小・中学校及び高等学校の学習指導要領に特別支援学校などとの連携や交流が新たに位置付けられたことに伴い、総合的な学習の時間等で交流教育をより一層推進します。

取組	取組内容
①小、中学校児童生徒や地域との交流の推進	◇障がいのある人たちの正しい理解と認識を深めるために、近隣の社会福祉施設（デイサービスセンター等）と児童生徒との交流が図られるよう努めます。 ◇社会福祉施設等の行事に、児童生徒のほか、地域の町民も交えた交流を支援・推進します。
②キャップ・ハンディ体験会*	◇障がいに関する知識と障がいのある人への理解と促進を図るため、キャップ・ハンディ体験会を開催します。

基本目標4 生きがいを持った暮らしの推進【雇用・就労】

1 雇用・就労の促進

【現状と課題】

障がいのある人が適性と能力を発揮して就業することは、経済的に自立することと同時に、自分の活動の場を広げることにともながり、地域社会で自立した生活を送るうえで大変重要です。

また、障がいのある人の働く意欲は高まっていますが、就労をめぐる環境はまだ厳しいのが現状です。

アンケート調査では、障がいのある人が働くために重要なこととして、「職場、上司、同僚の理解」が33.3%で最も多く、以下「健康管理などの支援」が31.4%、「特性に配慮した職場環境」などとなっており、障がいや特性への理解や健康面の配慮が特に重要です。

そのため、障害者雇用促進法の周知に努めるとともに、さまざまな関係機関と連携し、雇用・就業を支援する必要があります。

【今後の取組】

(1) 障がいのある人の雇用の場の拡大

障がいのある人が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、秩父公共職業安定所と連携するとともに、一人ひとりの障がいの違いを周囲に理解してもらう役目のジョブコーチ*の制度やトライアル雇用*制度の利用を促進します。

また、障害者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が障がいのある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。

さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のため、就労支援施設においての福祉的就労を支援するとともに、就労支援施設の活動を支援します。

取組	取組内容
①雇用機会の拡大	◇障がいのある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。 ◇公共職業安定所などの関係機関との連携を深めるとともに、障がいのある人の一般就労促進のための啓発広報に努めます。
②雇用・就労の支援	◇就労を希望する障がいのある人が、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」を推進します。 ◇障がいのある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事をともにするジョブコーチ制度の普及を図ります。 ◇就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。

取組	取組内容
③障害者就労施設等からの物品等の調達	◇平成25年4月に施行された国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき策定された、長瀬町障害者優先調達推進方針により、障害者就労施設等からの調達を推進します。

2 福祉的就労の促進

【現状と課題】

一般就労が困難な人に対しては、福祉的就労の場の確保とともに、社会的自立に向けた支援施策の充実が必要になります。

そのため、本町では、障がいのある人や高齢者との共生施設として「長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター」を設置し、平成26年度から就労継続支援B型施設として運営を開始しています。

今後は、民間団体や家族団体による作業所設置への支援や公的分野における短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労の場の更なる充実に努めます。

さらに、障がいのある人が働く場合、就労先の開拓や斡旋、職業研修、定着支援、就業フォロー、相談、ひいては生活全般への支援といったものが密接に関連して初めて成り立つものであり、町においても就労面と生活面を総合的に支援するための体制づくりが必要です。

【今後の取組】

(1) 福祉的就労の促進

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人の就労自立に向けて指導訓練等を行うため、自立訓練などの日中活動系サービスの整備の促進を図るとともに、就労能力の育成に努めます。

取組	取組内容
①日中活動系サービスの確保	◇自立した生活、社会参加を支援する就労継続支援や障がいのある人の日常生活の充実を図る自立訓練などのサービスの確保は、町単独の施設整備ができない状況でしたが、平成24～25年度にかけて国の交付金を活用して、高齢者との共生施設として長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターを設置し、就労継続支援B型施設として運営しているほか、近隣市町と連携して更なる確保を図ります。

基本目標5 安心して暮らすことのできるまちの推進【生活環境】

1 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

建築物、道路、交通機関などにおける物理的な障壁を除去することは、障がいのある人の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件です。こうした生活環境面での改善は、行政、民間事業者、町民が一体となって取り組まなければなりません。

建築物や道路の段差の解消、エレベーターの設置、出入口の自動ドア化などは、すべての人にとって安全で快適かつ便利なものです。各種の施設・設備の整備にあたっては、障がいのある人のために特別に行うのではなく、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン*という考え方を取り入れる必要があります。

【今後の取組】

(1) バリアフリーの推進

加齢により身体機能の低下した人やさまざまな障がいのある人が、生き生きと生活できるまちこそが、すべての人にとって、やさしく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、高齢者や障がいのある人、子ども等すべての人が家庭や地域とともに暮らし、安心して生活することができる社会を作るという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、既存の町の施設の計画的なバリアフリー化やすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン化を推進します。

取組	取組内容
①公共的建築物のバリアフリー化	◇不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する必要な指導及び助言等を行います。 ◇公共建築物などに、点字表示による案内板の整備を進めます。
②町内の建築物のバリアフリー化	◇新たに建設する建築物は、バリアフリー化を推進します。 ◇既存の建築物については、改善可能で緊急性の高いものから順次改善します。 ◇町の施設内のトイレには、多目的トイレの設置、重度の障がいのある人を含めたおしめ交換用ベッドの設置を図ります。町役場庁舎1階の多目的トイレにはオストメイト配慮設備を設置しています。
③公園のユニバーサルデザイン化	◇障がいのある人の健康づくりや野外活動、障がいのない人々とのふれあい・交流の機会（場）として、公園の整備を推進し、公園の入口の段差解消、園路のスロープ化、車いす対応の水飲み場、多目的トイレの設置など、公園の充実を図ります。

(2) 住宅の整備

障がいのある人が地域のなかで安心して生活できるように、障がいのある人の日常生活に配慮した住宅の整備を促進します。

取組	取組内容
①町営住宅の整備	◇新設の町営住宅については、住宅内部の段差の解消等バリアフリー化を推進し、身体機能の低下に配慮した長寿社会対応仕様の誰もが住みやすい住宅を整備します。
②民間住宅の整備	◇重度の身体に障がいのある人の在宅生活を支援するため、居宅改善整備事業の利用促進を図ります。

2 移動・交通対策の推進

【現状と課題】

高齢社会の進展と障がいのある人の社会参加の要請が高まるなか、地域における高齢者や障がいのある人等の移動手段としての福祉交通が注目されるようになっていきます。

アンケート調査では、外出時に不便に感じることにについて、「介所者がいないと外出できない」が24.8%で最も多くなっています。

そのため、移動に支援を必要とする人に対して、通勤、通学、通院など日常的な活動を円滑にするための外出支援の充実が求められます。

【今後の取組】

(1) 交通環境の整備

障がいのある人が健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障がいのある人が行きたい所へスムーズに行ける道路等の整備に取り組みます。

取組	取組内容
①道路・歩道等の整備	◇音響信号機、視覚障害者誘導用ブロック等の整備を促進します。 ◇歩道の拡幅、段差の解消、交差点の改良等を進めます。 ◇車いす使用者用駐車スペースの確保、多目的トイレの設置を図ります。 ◇障がいのある人の通行の妨げとなる歩道にはみだした商品、看板等の除去を目指した啓発を推進します。

3 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

近年、高齢者や障がいのある人への犯罪や虐待などの人権侵害や悪質商法による消費者被害が多くなっており、身近な地域で気軽に相談できる相談窓口や緊急通報システム、多様な通信手段を活用した消防や警察への緊急通信体制の情報の周知を図る必要があります。

また、災害時の避難誘導などの災害時要援護者に対する支援は、家族や地域住民が中心となることから、日頃からの地域との連携が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染防止対策や関係機関等と連携した支援体制を整備していくことが求められます。

アンケート調査では、災害時の避難場所の認知度は高まっているものの、ひとりで避難することができない人が33.1%となっており、地域住民の協力による避難支援体制の確保が求められます。

また、災害発生時や避難所での生活については、「避難先でプライバシーが保てるか」が33.8%で最も多く、以下「必要な薬があるか」が32.5%、「避難所まで移動できるか」と「他の避難者が障がいや症状について理解してくれるか」が29.3%などとなっており、災害発生時のさまざまな不安への対策を講じる必要があります。

【今後の取組】

(1) 防災・防犯意識の高揚

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障がいのある人はもとより関係団体、住民等の連携による防災・防犯意識の高揚を図り、障がいのある人の状況、特性等に応じた防災・防犯対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。

取組	取組内容
①防災体制の充実	◇講習会などを通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。 ◇救急知識の普及・啓発のため、町民、事業所、各種団体に対して、救命講習会等を開催します。 ◇障がいのある人を災害から守るための防災知識の普及・啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。 ◇長瀬町避難支援プランに基づき、避難行動要支援者*名簿および個別計画の作成を行います。 ◇長瀬町地域防災計画に基づき、福祉避難所の整備を行います。

第4章 具体的施策

取組	取組内容
②防犯体制の充実	◇悪質商法などによる障がいのある人の被害を未然に防止するための消費者教育、情報提供体制の強化を図ります。 ◇障がいのある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制を充実します。

(2) 緊急時の情報提供・通信体制の整備

障がいのある人を犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災ネットワークづくりや緊急通報システムの拡充など、安全な暮らしを確保するための基盤づくりを推進します。

取組	取組内容
①災害情報提供体制の整備	◇各種防災関係機関との密接な連携を図りながら、連絡調整・役割分担のあり方について検討し、体制整備を進めます。 ◇障がいのある人自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム等の通報を確保し、緊急時の対応を図ります。

(3) 感染症対策の充実

新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生しても、障がいのある人が安心して生活していくことができるよう、感染症対策を充実します。

取組	取組内容
①感染予防・感染拡大の防止	◇感染症対策についての周知啓発を行うとともに、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや感染防止対策について検討していきます。 ◇感染症発生に備えて、必要な物資の備蓄や支援体制の整備等を行います。
②感染症発生時の対策	◇感染症発生時のサービス提供体制や町と関係機関との連携体制等について検討していきます。

基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーションの推進【啓発・広報】

1 啓発・広報活動の促進

【現状と課題】

障がいのある人を含むすべての人々にとって、住み良い平等な社会づくりを進めるためには、地域社会を構成するすべての人々が障がい及び障がいのある人に対して十分な理解をし、配慮することが必要です。

アンケート調査では、日常生活において差別や偏見を感じることもある人は、全体の23.6%となっています。

また、差別や偏見を感じる場所・場面として、「隣近所」が40.5%で最も多く、次いで「街中や店などの外出先」が37.8%となっています。

そのため、身近な地域での差別や偏見の解消が必要であり、あらゆる機会を通じて、障がいや障がいのある人への理解を促進する施策が求められます。

本町では、平成30年4月1日に「長瀬町手話言語条例」を制定し、手話に対する理解促進や普及啓発を図るなど、障がいのある人に対する偏見や差別意識をなくし、障がいのある人とともに生きる地域社会の実現を目指しています。

今後も、多様な機会を通じて、また、数多くの情報媒体を活用して、啓発・広報活動を展開していく必要があります。

併せて、障がいのある人が主体的に地域で生活し、その質を高めていくことができるよう意欲の喚起も重要であり、自立のための支援を総合的に実施していく必要があります。

【今後の取組】

(1) 障がいのある人の理解の推進

共生社会の実現のため、障がいの理解につながる広報・啓発活動を推進し、町民一人ひとりの責任ある役割と自覚を推進していきます。

取組	取組内容
①広報・啓発活動の推進	◇障がいのある人に関連する情報を定期的に「広報ながとろ」及びホームページに掲載して、障がいのある人の理解の推進を図ります。 ◇障がい者週間等の各種行事を中心に、町民、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。 ◇障がい当事者団体による障がいや障がいのある人に関する啓発、普及活動を支援します。 ◇1市4町で差別解消をテーマにした講演会を実施します。

(2) 体験・交流事業の推進

あたたかい心の醸成を図るため、より多くの町民と障がいのある人がふれあう機会を持ち、障がいのある人となない人、障がいのある人同士の交流を推進します。

取組	取組内容
①交流・ふれあい活動の推進	◇種々の行事の場において、交流・ふれあい活動の推進のため、主催団体への支援や参加者への啓発に努めます。 ◇各種イベントや講座などは、障がいのある人も参加することを前提とした配慮をし、障がいのある人となない人の交流を図ります。 ◇障がいのある人同士の交流事業に必要な支援を行います。

2 情報のバリアフリー化

【現状と課題】

情報通信技術の進歩により、家に居ながらにして世界とつながり、さまざまな情報を迅速かつ簡単に取り出すことができるようになるなど、めざましい進歩を遂げています。

このため、障がいのある人が地域で充実した生活を送り、障がいのある人の社会参加を一層推進するため、情報格差の解消のための取組を推進し、情報提供を充実させることが必要です。

また、視覚や聴覚に障がいのある人などが、十分なコミュニケーションの確保ができないことが多いことから、気軽に相談できる窓口の整備を図る必要があります。

【今後の取組】

(1) 情報提供の充実

障がいのある人のIT技術*の向上を図ることなどにより情報のバリアフリー化を推進します。

取組	取組内容
①情報のバリアフリー化の推進	◇誰にでも分かりやすいホームページを活用した広報活動を推進します。 ◇ITの活用により障がいのある人の在宅などでの就労を促進します。

（２）意思疎通支援の充実

日常生活における情報の収集を支援し、役場窓口において手話が必要な人との意思疎通の円滑化を図るため、職員や町民に対する手話講習会を開催し、人材育成に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を支援します。

取組	取組内容
①意思疎通支援の充実	◇手話奉仕員を養成するための手話講習会を、近隣市町と協力して開催します。 ◇障がいのある人が参加するイベント等において、手話通訳者や要約筆記者の派遣を支援します。

3 ボランティア活動の促進

【現状と課題】

地域の人々が近隣の障がいのある人を見守るなど、個々の特性や生活様式に応じた助け合いが行われています。

アンケート調査では、地域の人に頼みたいことについて、身体障害者手帳所持者では「声かけ・見守り」や「話し相手、相談相手」のニーズが多くなっています。

また、療育手帳所持者では「外出のときのつきそいや送迎」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では「町役場などの手続きの代行」が他の手帳所持者と比較すると多くなっています。

今後、さらなる高齢化や障がいの重度化等により、身近な地域の支援を必要とする人が多くなることが想定されることから、ボランティア活動を行いやすい環境を整えるとともに、障がいのある人のニーズに合ったボランティア活動を推進することが求められます。

■ボランティア団体一覧

名称	主な活動内容
絵手紙ボランティア やまなみ	ひとり暮らし・寝たきりの高齢者、身体障がいのある人へ絵手紙を出し、心の交流を図る。
配食ボランティア ふれあいグループ	年間7～8回、ひとり暮らしの人へ、食べやすく栄養のバランスを考えた弁当を作り、届ける。
朗読ボランティア セせらぎ会	広報紙をテープに吹き込み、目の不自由な人に届ける。
男の料理教室	料理教室を通じ、福祉のことを考える。
ボランティアグループ ひまわり	精神障がいのある人の集い。「ひまわりクラブ」の活動の協力（散歩、作物作り、料理、手作業になる簡単な物作り等）
パートナークラブ	言語障がいのある人とリハビリ教室で会話パートナーとして月1日参加。
元気はつらつサポーター	介護予防活動に協力し、さまざまなイベントに参加。

【今後の取組】

（１）ボランティア活動の促進

ボランティア活動を体験することは、さまざまな人との交流を通して、相互に理解を深めることができます。障がいのある人に対するボランティア活動は、障がいのある人のことをより深く理解することができるよい機会ともなります。また、障がいのある人自身がボランティア活動に参加することは、社会関係が広がることになることから、その活動を促進します。

取組	取組内容
①ボランティアの育成	◇点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者*など福祉ボランティアの育成を促進します。 ◇社会福祉協議会*と連携して、ボランティア活動の場の開発とコーディネートを促進します。
②ボランティア活動の促進	◇児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。 ◇ホームページ等を通じボランティア活動状況などの情報を随時提供します。

4 福祉教育の推進

【現状と課題】

障がい及び障がいのある人への市民の認識と理解を促進するためには、幼少時からの教育が重要であり、小・中学校等の学校教育において、障がいに関する知識及び障がいのある人への理解を深める教育を積極的に推進する必要があります。

また、社会全般、地域住民の理解を深めるため、生涯学習の各分野における学習も大切です。

【今後の取組】

（１）福祉教育の推進

幼稚園、保育所や学校のすべての過程において、継続して、障がいのある人について正しい理解を促すための体験学習や交流学習の充実に努めます。

取組	取組内容
①福祉教育の推進	◇小・中学校の通常の学級と特別支援学級及び特別支援学校の交流を推進します。 ◇福祉協力校を一層拡充します。(小学校・中学校・高校等の学童・生徒を対象に、体験活動を含めた学習を通して、社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動を通じて地域社会に福祉教育の場を広げ、自らが主体となって学び・考え・行動する中から、社会参加への意義とノーマライゼーションの精神を育むことを目的としています)
②生涯学習による福祉教育の推進	◇福祉施設や障がいのある人に関連する医療機関における体験学習を促進します。 ◇地域及び各職場等に出前講座で担当職員を講師として派遣し、障がい及び障がいのある人への理解を深める研修及び啓発を推進します。

基本目標7 心豊かに充実した暮らしの推進【スポーツ・芸術】

1 文化活動への参加の促進

【現状と課題】

人の生活の質を向上させるうえで、文化活動は重要な役割を果たします。そのため、その人自身が参加への意欲を持ち努力をするとともに、すべての人が社会参加できるような環境づくりを進めることが重要な条件であり、障がいのある人の文化活動への参加を促進するとともに、施設の充実や創作的活動等への支援が必要です。

【今後の取組】

(1) 文化活動の充実

文化活動等による交流は、障がいのある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であり、またノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。

障がいの種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質（QOL）の向上を図るとともに、当事者の自己実現を図れるよう条件整備に努めます。

取組	取組内容
①文化活動の充実	◇各種の催しにおいて、手話通訳者の配置や車いすスペースの確保など、障がいのある人に配慮した運営を、主催者などに呼びかけます。 ◇作品展示の機会を充実させ、障がいのある人の意欲を高めていくよう支援します。また、県で実施しているイベントへ、積極的に参加を周知します。

2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

【現状と課題】

障がいのある人のスポーツ・レクリエーションは、社会参加という視点だけでなく、本人の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために重要なことです。

また、共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、スポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境づくりを推進することで、「心のバリアフリー」を促進することが求められます。

【今後の取組】

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション、障がいのある人を含めた町民が一体となったスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

取組	取組内容
①スポーツ・レクリエーション活動の充実	◇各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会を支援するとともに、参加機会を拡充します。 ◇障がいのある人の楽しめるスポーツの充実を図ります。 ◇各種スポーツ大会の開催、スポーツ・レクリエーション教室の開催等、生涯を通じてできるスポーツの充実を図ります。 ◇既存体育施設は、障がいのある人に利用しやすいよう、バリアフリー化を推進します。

第5章 数値目標及び見込量

第1節 令和5年度の数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとされています。

国の基本指針では、令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本としています。

埼玉県では、福祉施設の入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況となっており、令和5年度末の目標値について、地域生活移行者数は国と同様の6%以上とするものの、施設入所者の削減数の数値目標は設定しないと定めています。

本町では、本県の事情を勘案した埼玉県の考え方に従い、目標値を定めます。

■福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		数値	考え方
令和元年度末の入所者数（A）		10人	福祉施設の入所者数
令和5年度 目標値	地域生活移行者数	1人	$(A) \times 6\%$ 以上

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定することとされています。

国の基本指針では、平均生活日数に関する令和5年度における目標値は、精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本としています。

また、退院率に関する令和5年度における目標値は、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本としています。

埼玉県は、国の基本指針と同様の考え方としており、本町では、国及び埼玉県の考え方に従い、目標値を定めます。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値
1年以上長期入院患者数（65歳以上）の減少	95%
1年以上長期入院患者数（65歳未満）の減少	95%
入院後3か月時点の退院率の上昇	69%
入院後6か月時点の退院率の上昇	86%
入院後1年時点の退院率の上昇	92%

3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することとされています。

国の基本指針では、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

埼玉県では、国の基本指針と同様の考え方としており、本町では、1市4町（秩父市、長瀨町、横瀬町、皆野町、小鹿野町）の共同による整備を目指します。

■地域生活支援拠点等の整備

項目	数値
地域生活支援拠点等の設置	1 か所
運用状況の検証及び検討の実施	年1回以上

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定することとされています。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとされています。

国の基本指針では、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すこととしています。

また、就労定着支援事業の利用者数は、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。

埼玉県は、国の基本指針と同様の考え方としており、本町では、国及び埼玉県の考え方に従い、目標値を定めます。

■福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
一般就労移行者数	1人	令和5年度までに、令和元年度実績（0人）の1.27倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	1人	令和5年度までに、令和元年度実績（0人）の1.30倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	1人	令和5年度までに、令和元年度実績（0人）の1.26倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	1人	令和5年度までに、令和元年度実績（0人）の1.23倍以上
就労定着支援事業の利用者数	3人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割
就労定着支援事業の就労定着率	100%	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

5 障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされています。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

本町では、1市4町（秩父市、長瀬町、横瀬町、皆野町、小鹿野町）の共同による設置を目指します。

■児童発達支援センターの設置

項目	令和2年度末	令和5度末（目標値）
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所
保育所等訪問支援の体制の構築	体制を構築	体制を構築

(2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することとされています。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

本町では、1市4町（秩父市、長瀬町、横瀬町、皆野町、小鹿野町）による確保を基本としますが、町内の現状やニーズ等を勘案し、支援体制の整備に努めます。

■児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	令和2年度末	令和5度末（目標値）
児童発達支援事業所の設置	1か所	1か所
放課後等デイサービス事業所	1か所（町内）	1か所（町内）

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

本町では、1市4町（秩父市、長瀬町、横瀬町、皆野町、小鹿野町）の共同による設置を目指します。

■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	令和2年度末	令和5度末（目標値）
関係機関の協議の場の設置	未設置	設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	未設置	設置

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

本町では、1市4町（秩父市、長瀬町、横瀬町、皆野町、小鹿野町）の共同による体制の強化を図ります。

■相談支援体制の充実・強化等

項目	令和2年度末	令和5度末（目標値）
専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	設置済（令和3年1月）	体制を強化

7 障がい福祉サービス等の質の向上

県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。

また、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとされています。

■障がい福祉サービス等の質の向上

項目	令和2年度末	令和5度末（目標値）
障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施	実施
障がい福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	体制の確保	体制の確保

第2節 障がい福祉サービスの事業体系

本町における障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づく「障がいのある子どもへの支援」の3つのサービスで構成されています。

■障がい福祉計画のサービス構成



第3節 障がい福祉サービスの見込量

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人または知的障がい・精神障がいのある人で、常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(3) 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

(4) 行動援護

障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

重度の障がいのある人で、常に介護を必要とし、介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業となるため、引き続きニーズに応じたサービス提供体制の確保を図る必要があります。

利用実績、利用者のニーズ、施設や病院からの地域移行の要素等を勘案して、見込量を設定しました。

■訪問系サービスの実績と見込量

区分	年度	実績(令和2年度は見込)			見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数(人)		8	8	7	7	8	9
月利用量(時間)		64	65	55	55	65	75

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

障害者支援施設等において、常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【サービス見込量】

障がいのある人が地域で自立した生活を送るために不可欠なサービスとなり、今後も状況に応じて整備を進める必要があります。

利用実績、利用者のニーズ等を勘案して、見込量を設定しました。

■生活介護の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	17	16	15	14	15	16
月利用量（人日）	394	371	348	324	347	370

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいにつき、障害者支援施設若しくはサービス提供事業所において、又は障がいのある人の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【サービス見込量】

町内及び近隣にサービス提供事業所が少ないため、施設等の整備が課題になります。今後も状況に応じたサービス提供体制の確保が必要です。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人につき、障害者支援施設若しくはサービス提供事業所において、又は障がいのある人の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【サービス見込量】

町内及び近隣にサービス提供事業所が少ないため、施設等の整備が課題になります。今後も状況に応じたサービス提供体制の確保が必要です。

利用実績、利用者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる人の数等を勘案して、見込量を設定しました。

■自立訓練（生活訓練）の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	0	1	1	1	1	1
月利用量（人日）	0	23	23	23	23	23

（4）就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【サービス見込量】

障害者就業・生活支援センターが中心となり、公共職業安定所、近隣や地元の一般企業、特別支援学校、就労支援施設等と情報交換を行い、一般就労へ向けた支援体制を作り、一定の成果を挙げていますが、経済状況及び雇用情勢の変化に対する対応等が課題になります。

利用実績、利用者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる人の数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数等の要素を勘案して、見込量を設定しました。

■就労移行支援の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	1	0	1	3	3	3
月利用量（人日）	22	0	22	66	66	66

（５）就労継続支援（Ａ型）

企業等に就労することが困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【サービス見込量】

状況に応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（６）就労継続支援（Ｂ型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所に雇用されていた人で、年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【サービス見込量】

障がい福祉サービス提供事業所の増加等に伴い、利用人数及び利用日数ともに伸びています。アンケート調査結果等から、工賃の向上等が課題となります。

利用実績、利用者のニーズ等を勘案して、見込量を設定しました。

■就労継続支援（Ｂ型）の実績と見込量

区分	年度	実績（令和2は見込）			見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）		28	28	27	25	25	25
月利用量（人日）		504	504	486	296	296	296

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【サービス見込量】

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を見込量として設定します。

今後のニーズや福祉施設利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、見込量を設定しました。

■就労定着支援の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

(8) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人であって、常時介護を要する人に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【サービス見込量】

利用希望がある場合は近隣市との調整を図ります。

(9) 短期入所

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

【サービス見込量】

短期入所の利用については、日常生活を継続するための状態把握やレスパイト等、さまざまな背景があります。

また、利用には事前に予約が必要なことや、医療的ケアが必要な障がいのある人や障がいのある子どもの受け入れ施設が少ないこと等の課題があります。

利用実績、利用者のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、見込量を設定しました。

■短期入所【福祉型】の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	6	7	8	8	9	10
月利用量（人日）	16	19	22	22	25	28

■短期入所【医療型】の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	1	1	3	4	5	6
月利用量（人日）	14	14	38	52	66	80

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活への必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

【サービス見込量】

単身世帯である障がいのある人の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる人の数等を勘案して、見込量を設定しました。

■自立生活援助の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

(2) 共同生活援助

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

今後、社会的入院者の退院促進が積極的に展開されることから、地域生活を送るための居住の場の整備が課題となります。

また、単身生活を送る利用者が、地域の人々との中で、自立した生活が送れるような仕組みづくりを進める必要があります。

利用実績、利用者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数等を勘案して、見込量を設定しました。

■共同生活援助の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	17	17	15	15	15	15

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

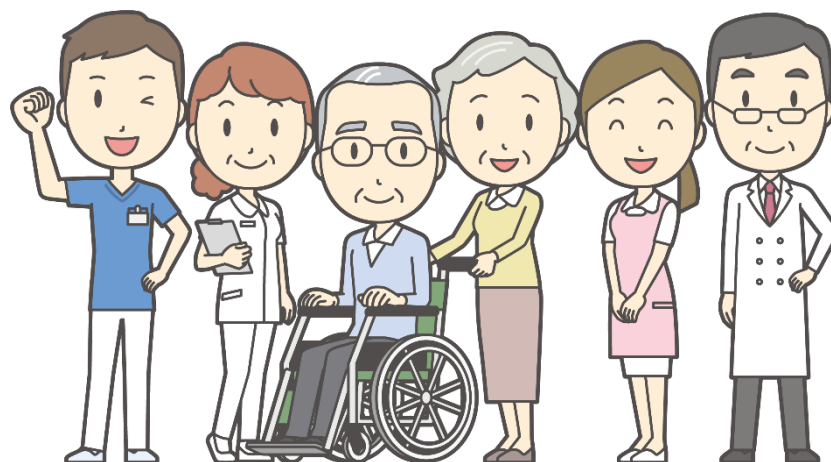
【サービス見込量】

障がいのある人の地域移行を進めていく必要がありますが、重度の障がいのある利用者が多いため移行は難しい状況です。

埼玉県では、地域生活の困難な入所待機者が多い埼玉県の実情を勘案し、入所者の削減数の数値目標は設定しないとされており、本町においては埼玉県の考え方に従い、利用実績、利用者ニーズ等を勘案して、見込量を設定しました。

■施設入所支援の実績と見込量

区分	年度	実績（令和2は見込）			見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）		12	10	10	10	10	10



（４）地域生活支援拠点等【新規】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められています。

居住支援のための主な機能として、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つが柱とされています。

【サービス見込量】

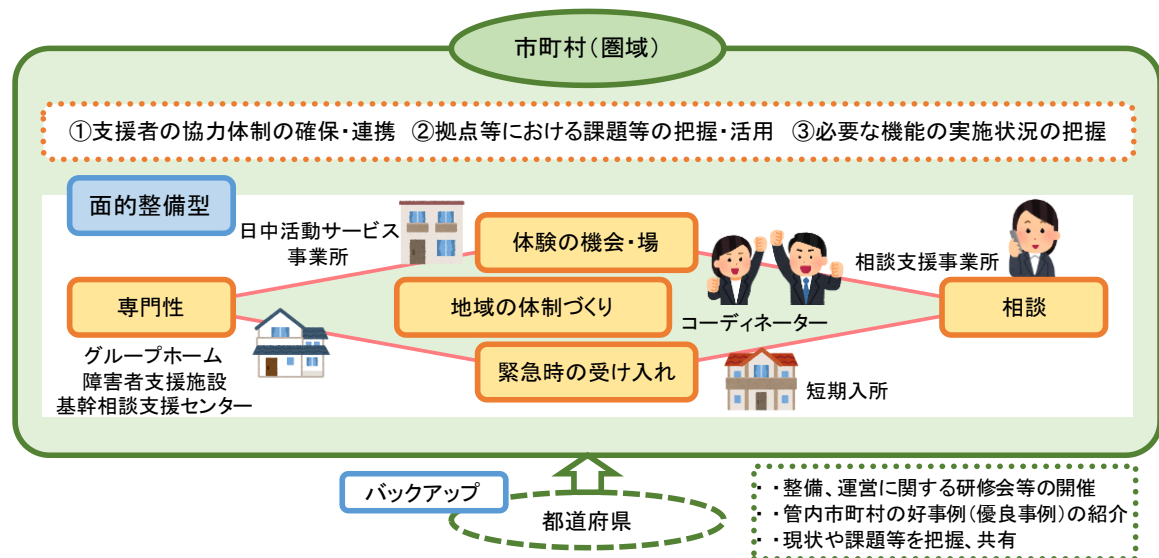
地域生活支援拠点等の設置か所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定しました。

■地域生活支援拠点等の実績と見込量

区分	年度	実績（令和2は見込）			見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
設置か所（か所）		0	0	0	0	0	1
機能検証及び検討（回）		0	0	0	0	0	1

■地域生活支援拠点等（厚生労働省のイメージ図を参考に作成）

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会を活用して検討



4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がいのある人や精神科に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障がい福祉サービス提供事業所等への同行支援等を行います。

(3) 地域定着支援

単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

【現状と課題】

【サービス見込量】

計画相談支援は、新たな事業者の参入が厳しく、相談支援専門員の確保が難しい状況です。見込量は、障がい福祉サービスの利用者を勘案して設定しました。

地域移行支援・地域定着支援は、精神科病院入院患者のうち、退院に向けて住居の確保や障がい福祉サービス提供事業所等への同行等の支援を提供すること及び居宅において、単身又は家庭の状況により同居している家族による支援を受けられない人等に対して、常時の連絡体制の確保や緊急での相談等の支援を提供することができるかが課題となります。

■相談支援サービスの実績と見込量

区分	年度	実績（令和2は見込）			見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
計画相談支援（人）		48	48	53	55	55	55
地域移行支援（人）		0	0	0	0	0	0
地域定着支援（人）		0	0	0	0	0	0
合 計（人）		48	48	53	55	55	55

5 障がいのある子どもへの支援

(1) 児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【サービス見込量】

障がいのある子どもが適切な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関や医療機関等との連携を強化し、療育の場の充実に努める必要があります。

児童の数の推移、利用実績、利用者のニーズ、保育所等での障がいのある子どもの受入れ状況等を勘案して、見込量を設定しました。

■児童発達支援の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	4	4	5	4	4	4
月利用量（人日）	27	22	35	27	27	27

(2) 医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。

【サービス見込量】

地域における児童の数の推移、利用実績、障がいのある子どものニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がいのある子どもの受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がいのある子どもの数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、見込量を設定するとされています。

埼玉県では、県内に事業所数が少ないこともあり、「児童発達支援」に要素を含めるものとされており、本町においても埼玉県の考え方に沿うものとします。

（３）放課後等デイサービス

学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。

【サービス見込量】

児童のニーズや事業所の状況などを勘案し、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を行い、一定のサービス内容の質の確保が求められます。

利用状況、利用者のニーズ等を勘案して、見込量を設定しました。

■放課後等デイサービスの実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	0	0	5	7	8	9
月利用量（人日）	0	0	43	69	69	69

（４）保育所等訪問支援

保育所などを現在利用している子ども、または今後利用する予定のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施します。

【サービス見込量】

状況に応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（５）居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がいなどの重度の障がいがあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

【サービス見込量】

障がいのある子どものニーズや医療的ケア児のニーズ等を把握し、状況に応じたサービス提供体制の確保に努めます。

(6) 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療等を行います。

【サービス見込量】

障がいのある子どものニーズや医療的ケア児のニーズ等を把握し、状況に応じたサービス提供体制の確保に努めます。

(7) 障害児相談支援

障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【サービス見込量】

障害児相談支援については、新たな事業者の参入が厳しく、相談支援専門員の確保が難しい状況です。

地域における児童数の推移、利用実績、障がいのある子どものニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、見込量を設定しました。

■障害児相談支援の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	2	6	10	11	13	15

(8) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成及び配置について検討します。

【サービス見込量】

医療的ケア児等のニーズの高まりにより、今後の需要が見込まれるため、提供体制の充実が求められます。

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

■医療的ケア児等コーディネーターの配置の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
配置人数（人）	0	0	0	0	0	1

6 発達障がいのある人等に対する支援

発達障がいのある人等の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がいのある人等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要です。

また、発達障がいのある人等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要です。

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が求められています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

8 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制については、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されてきていますが、相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが求められています。

9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。

また、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとされています。

第4節 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人たちが日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人たちの理解を深めるための研修・啓発を行います。

2 自発的活動支援事業

障がいのある人たちが自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人たち、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

3 相談支援事業

障がいのある人たちに対応した一般的な相談支援を行います。地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせた支援が重要となります。

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

■障害者相談支援事業の実績と見込量

区分	年度	実績（令和2は見込）			見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施か所（か所）		3	3	3	3	3	3

（２）地域自立支援協議会

地域自立支援協議会では、関係者が地域の課題についての情報を共有するとともに、相談事業の評価や困難事例への対応等に係る協議・調整を行います。また、障がいのある子どものライフステージに応じた適切な相談支援や、自立支援協議会を中心とした地域の関係機関によるネットワークを構築するなかで、障がいのある人等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応と再発防止等についてのシステムの整備を行います。

また、障がいのある人に関する普及・啓発の取組についても協議していきます。

（３）基幹相談支援センター等強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に設置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援の強化を図ることを目的とします。

（４）住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい・精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成するサービスです。

【サービス見込量】

今後も、制度に関する情報提供等を充実させ、制度の周知啓発活動を図ります。
今後の利用者数の増加を勘案し、見込量を設定しました。

■成年後見制度利用支援事業の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、成年後見制度の利用促進を目的として創設された事業です。成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

【サービス見込量】

現在、町内には事業を実施する法人がありません。障がいのある人の権利擁護のために必要であることから、事業を実施する法人の確保が求められます。

町内での実施見込はありませんが、近隣市町や関係機関等との連携・調整を図り、支援体制の整備に努めるとともに、情報提供を行います。

■成年後見制度法人後見支援事業の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者等を派遣する事業によって、きめ細やかな対応ができるよう支援します。

（１）手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするための手話通訳者や、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

（２）手話通訳者設置事業

手話通訳者を町役場に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

【サービス見込量】

サービスの提供体制を充実するため、近隣市町村やボランティア団体等との連携を図りながら、手話通訳者等の育成・確保に努めることが必要です。

手話通訳者設置事業については、今後の検討が必要になります。

■意思疎通支援事業の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
手話通訳者・要約筆記者派遣（人）	0	0	0	2	2	2

7 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るための用具を必要とする障がいのある人に対して給付を行います。

（１）介護・訓練支援用具

障がいのある人たちの身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いるいす等の用具です。

（２）自立生活支援用具

障がいのある人たちの入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。

（３）在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人たちの在宅療養等を支援する用具です。

（４）情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等の、障がいのある人たちの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具です。

（５）排泄管理支援用具

ストーマ用装具等の障がいのある人たちの排泄管理を支援する衛生用品です。

（６）居宅生活動作補助用具

手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人たちの移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用です。

【サービス見込量】

利用実績、今後の利用ニーズ等を勘案し、見込量を設定しました。

■日常生活用具給付事業の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
介護・訓練支援用具（件）	0	3	0	1	1	1
自立生活支援用具（件）	1	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具（件）	3	1	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具（件）	0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具（件）	118	132	140	160	160	160
居宅生活動作補助用具（件）	0	0	0	1	1	1

8 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成するための研修を行います。

【サービス見込量】

研修内容等を工夫して、修了者数を増やすことが重要です。

これまでの実績等を勘案し、見込量を設定しました。

■手話奉仕員養成研修事業の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
修了者数（人）	2	3	1	2	2	2

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、複数での利用の支援などへの対応を図り、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

【サービス見込量】

利用ニーズに対応するため、サービスの利便性の向上が求められます。

利用実績、今後の利用者数の増加を勘案し、見込量を設定しました。

■移動支援事業の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）	6	6	5	6	7	7
月利用量（時間）	257	233	150	200	250	250

10 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作的活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

【サービス見込量】

地域活動支援センター（Ⅰ型）は、平成18年度から1か所で実施しており、精神保健等の普及啓発の取組も推進しています。

これまでの実施体制を維持し、今後も1か所で対応します。

■地域活動支援センター事業の実績と見込量

区分 \ 年度	実績（令和2は見込）			見込量		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施か所（か所）	1	1	1	1	1	1

11 任意事業

（１）訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

（２）更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人等に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

（３）施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業又は就労継続支援事業等を利用し、就職等により自立する人達に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

（４）日中一時支援事業

障がいのある人たちの日中における活動の場を確保し、障がいのある人たちの家族の就労支援及び障がいのある人たちを日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

（５）自動車運転免許取得・改造費助成事業

就労などのため自動車運転免許証取得や自己所有の自動車を自ら運転する場合に、その自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどの改造費の一部を助成し、外出時の移動を支援します。

（６）福祉タクシー利用料助成事業

福祉タクシー利用料金の一部を補助することにより、障がいのある人の日常生活の利便を図ります。

（７）自動車等燃料費助成事業

自動車等の使用に伴う燃料費用の一部を給付することにより、心身に障がいのある人たちの経済的負担の軽減と生活の利便を助長します。

第5節 サービス見込量確保のための方策

1 訪問系サービス

障がいのある人が安心して在宅生活を送れるよう、在宅でのホームヘルプの量と質の確保に努めます。事業者に対する的確な情報提供などにより、訪問系サービスへの参入を促進し、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備を進め、必要な供給量の確保を図ります。

これにより、重度の障がいのある人を含め、地域生活への移行を進めることができるよう、サービスの量と質の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

障がいのある人が安心して必要なサービスが受けられるよう、サービス提供体制を確保する必要があります。特別支援学校の卒業者や退院可能な精神障がいのある人たちの新規利用が見込まれるため、近隣市町と連携して、事業者の参入促進や地域社会資源の活用等を図り、必要なサービス量を確保するとともに、身近な地域において障がい福祉サービスが受けられるよう支援していきます。

3 居住系サービス

地域移行に伴う今後の利用者に応じた共同生活援助事業者の確保を図るため、的確な情報提供により民間事業者の参入を促進する必要があります。既存住宅をはじめとした地域の社会資源を活用するなど、近隣市町と連携して広域的な設置に努めます。

また、就労支援や相談支援等地域生活の支援体制の構築を図るとともに、地域生活での課題を検証し、障がいのある人本人や保護者の意識の向上、また地域での理解促進を進めていきます。

4 相談支援サービス

利用者の状況に応じた適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、相談支援専門員の養成・確保を図り、より身近で利用しやすい相談支援体制の整備を行います。

相談支援の機能強化のための研修の実施や秩父地域自立支援協議会の活用等を行い、町外事業所とも連携しながら、より総合的・専門的な相談支援の提供を目指します。

5 障がいのある子どもへの支援

教育、保育等の関係機関との連携を図り、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供するために必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

また、事業所等との連携を強化するとともに、1市4町（秩父市、長瀬町、横瀬町、皆野町、小鹿野町）の協力により、障がいのある子ども及びその家族が必要とするサービスの確保を図ります。

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどの提供を行います。

移動支援事業、意思疎通支援事業のサービス量を確保するためには、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などの人材の確保を図ることが特に重要です。意思疎通については手話奉仕員養成研修事業により人材を育成していきます。サービスに必要な人材育成を支援するほか、効果的、効率的な運用やサービスの提供を図ります。

日常生活用具給付事業は、生活用具に関する製品情報、提供業者の最新情報の提供、福祉・医療関連製品などの情報入手及び情報提供を行い、対象品目の整備・充実に努めます。

地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供、日中の生活の場の提供とともに日常生活の相談支援や地域交流の促進を図り、障がいのある人の社会復帰の拠点として推進します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 計画の周知

障がいのある人もない人もともに暮らす共生社会の実現に向けて、障がいに関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、地域住民や障がいのある人への支援に関わる人々と共通理解を得ながら計画を推進します。

2 計画の推進体制の確立

長瀬町健康福祉推進委員会や地域自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。

3 国・県・近隣市町村との連携

障がいのある人の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、保健福祉圏域での広域対応や国・県との連携をさらに図ります。

4 サービス提供事業者等との連携

障がい福祉サービスを提供する事業者と連携を深め、総合的にサービスを提供する体制づくりを進めます。

また、障がいのある人たちだけでなく、高齢者や子どもなども含めた身近な地域における多様なニーズに応えていくため、「共生型サービス」の実現に向けて、事業所等への働きかけを図るとともに、サービスの実現に向けて連携を強化し、サービス基盤の強化を図ります。

5 障がいのある人の施策への参加

あらゆる機会を捉えて、障がいのある人や家族などのニーズや意見を把握し、施策に反映させていくことに努めるとともに、障がいのある人と行政が手を携えて障がいのある人への施策を推進します。

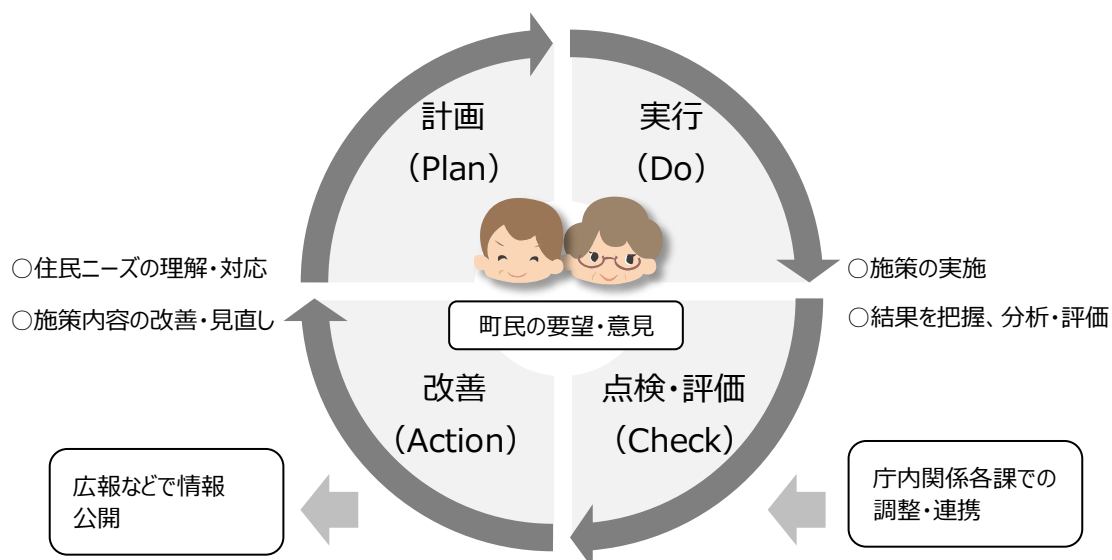
6 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

本町では、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、障がい福祉サービスにおける各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、年1回以上点検・評価を実施します。

■PDCAサイクルの概念図



資料編

1 長瀬町健康福祉推進委員会 設置要綱

平成 23 年 1 月 26 日

告示第 1 号

長瀬町保健福祉総合振興対策審議会設置要綱（平成 8 年長瀬町告示第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 長瀬町における健康福祉に関する施策を、町民参加により総合的かつ効果的に推進するため、長瀬町健康福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- （1）健康福祉政策の総合的な推進に関すること。
- （2）健康福祉に係る各種計画策定及び推進に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、健康福祉政策の充実に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は保健医療、福祉、介護等に関係する機関、事業所に勤務している者又は事業主並びに学識経験者及び町民のうちから町長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉主管課において処理する。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の第 3 条の規定により委員に委嘱された者とみなす。ただし、その任期は、この告示の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

2 長瀬町健康福祉推進委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	役 職 等	備 考
1	板谷 定美	長瀬町区長会 会長 社会福祉法人長瀬福祉会 理事長	会長
2	南須原 宏城	南須原医院 院長	
3	倉田 公代	長瀬町愛育会 会長	
4	小菅 はる江	長瀬町食生活改善推進員協議会 会長	
5	大澤 喜一郎	長瀬町老人クラブ連合会 会長	
6	染野 昇一	長瀬町身体障害者福祉会 会長	
7	小沢 こず江	長瀬町知的障害者相談員	
8	染野 操	長瀬町民生児童委員協議会 会長	副会長
9	植松 由男	長瀬町ボランティア団体連絡協議会 会長	
10	乙益 直美	社会福祉法人長瀬会 高砂保育園 園長	
11	齊藤 豊子	社会福祉法人わかたけ会 たけのこ保育園 園長	
12	神野 敬子	学校法人英愛学園 認定こども園長瀬幼稚園 園長	
13	佐藤 洋一	埼玉司法書士会	
14	大木 正仁	秩父福祉事務所 所長	
15	宮崎 廣志	秩父公共職業安定所 統括職業指導官	
16	新井 康代	生活支援センター アクセス 施設長	
17	福島 勉	公益社団法人長瀬町シルバー人材センター 事務局長	
18	野口 清	長瀬町教育委員会 教育長	
19	金澤 裕治	社会福祉法人長瀬町社会福祉協議会 事務局長	

3 計画策定の経緯

年月日	策定経過
令和2年7月30日	第1回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について (2) 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定及び町民アンケート調査について (3) 長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定及び町民アンケート調査について
令和2年8月28日～ 令和2年9月18日	福祉に関するアンケート調査の実施
令和2年11月13日	第2回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について (2) 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に伴う町民意識調査の集計結果報告について (3) 長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に伴う町民アンケートの集計結果報告について
令和2年12月18日	第3回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (2) 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について (3) 長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について
令和3年1月22日～ 令和3年2月12日	パブリックコメントの実施
令和3年2月22日	第4回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 「第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(案)について (2) 「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画【第2次】」(案)について (3) 「長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」(案)について
令和3年3月	「長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の公表

4 秩父圏域の関連施設一覧

サービス種別	事業所名(施設名)	所在地
就労継続支援B型	作業所ケルン	秩父市中村町 3-12-23
	自立工房 山叶本舗	秩父市久那 1629
	パレット秩父	秩父市中村町 3-12-23 秩父市ふれあいセンター内
	笑楽工房	秩父市浦山 2083-5
	障がい者自立支援 さくらファーム	秩父市蒔田 1472
	長瀬町障がい者いきいきセンター	長瀬町大字長瀬 59
	障がい者自立支援農場さづな作業所	小鹿野町長留 3545
	アンゴラ王国	小鹿野町河原沢 767
	就労支援施設ぶんぶん	小鹿野町下小鹿野 2464-1
共同生活援助	グループホームさやか	秩父市大野原 80-71
	日の出	秩父市下影森 910-4
	グループホームみやび	秩父市小柱 678
	グループホームステップ	秩父市久那 1629
	星降る下で	小鹿野町両神小森 80-1
短期入所	秩父市特別養護老人ホーム偕楽苑	秩父市蒔田 1977
	介護老人保健施設なでしこ	横瀬町大字横瀬 5850
放課後等デイサービス	障害者活動センターキックオフ	秩父市大宮 5739-10
	さやかキッズクラブ	秩父市栃谷 899-4
	くれよん	皆野町大字皆野 1390-2
	デイサービスくつろぎ	長瀬町大字野上下郷 428
児童発達支援	星の子教室	秩父市中村町 4-8-21
	あみい	秩父市栃谷 900-1
生活介護	障害者活動センターキックオフ巴川	秩父市上影森 762-1
	ふらわあ事業所	秩父市寺尾 2825
地域活動支援センター	おがのふれあい作業所	小鹿野町小鹿野 274
生活介護・施設入所支援・短期入所	カーサ・ミナノ	皆野町大字国神 421
	ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山 2213-1
生活介護・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援B型・施設入所支援・短期入所	さやか	秩父市山田 1199-2
自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型	自立支援施設 武甲の森	秩父市寺尾 1476-1
共同生活援助・短期入所	地域移行型ホームさやか	秩父市山田 1199-2

■一般相談支援事業所等

施設の種類	施設名	所在地	運営主体
一般相談支援事業所	アクセス	秩父市寺尾 1404	(医)全和会
	秩父障がい者総合支援センターフレンドリー(清心会)	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	(福)清心会
	秩父障がい者総合支援センターフレンドリー(カナの会)	皆野町大字国神 421 カーサ・ミナノ内	(福)カナの会
地域活動支援センター	アクセス	秩父市寺尾 1404	(医)全和会
障害者就業・生活支援センター	秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	(福)清心会

■指定特定相談支援事業所

施設名	所在地	運営主体
アクセス	秩父市寺尾 1404	(医)全和会
医療生協さいたま生協ちちぶケアステーション	秩父市熊木町 20-13	医療生協さいたま生活協同組合
障がい者相談支援センター にじいろ	秩父市寺尾 720	(福)秩父市社会福祉事業団
秩父障がい者総合支援センターフレンドリー(清心会)	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	(福)清心会
ケアセンター 宇(のき)	横瀬町横瀬 4819-1	特定非営利活動法人千笑の会
秩父障がい者総合支援センターフレンドリー	皆野町国神 421 カーサ・ミナノ内	(福)カナの会
指定特定相談支援事業所ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山 2213-1	(福)美里会

■基幹相談支援センター

施設名	所在地	運営主体
秩父地域障がい者基幹相談支援センタービバーチェ	秩父市中村町 3-12-23	(福)清心会

■多機能型福祉施設

施設名	所在地	運営主体
にじいろテラス	秩父市寺尾 720	(福)秩父市社会福祉事業団

5 用語解説

あ行

用語	解説
I T 技術	「情報技術」のことで、コンピューターやデータ通信に関する技術の総称です。具体的には、コンピューターやインターネットを中心とするネットワークを活用し、会社の業務や生活に役立てるための技術を指します。
アスペルガー症候群	発達障がい的一种で、知能と言語の発達には保たれていますが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としています。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶ教育のことです。

か行

用語	解説
学習障がい（LD）	基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示します。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。
共生型サービス	高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置付けられたサービスです。
協働	町民と行政が対等な立場で、共通する課題の解決のために、それぞれ持つ資源を持ち寄り、協力、連携、補完しあって活動し、その結果、満足度の高い町民サービスを生み出すことです。
キャップ・ハンディ体験	ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディのある人の置かれている状況や環境、障がいに対する理解を深めてもらう活動です。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等に代わって援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。
高機能自閉症	社会性、コミュニケーション、こだわり等の行動面に障がいを持つ自閉症のうち、知的な遅れを伴わないものです。

用語	解説
広汎性発達障がい (PDD)	広汎性発達障がいは、基本的に「社会性(対人関係)の困難」、「コミュニケーションの困難」、「想像の困難、こだわり」等の特性を持ち、生活上の広汎な領域に障がいが現れ、特性の強弱・程度は、一人ひとり異なります。知的障がいがない場合、高機能自閉症と呼ばれたり、言葉の遅れが目立たない場合、アスペルガー症候群と呼ばれることもあり、いずれも広汎性発達障がいに含まれます。

さ行

用語	解説
作業療法士	医師の指示のもとに、身体又は精神に障がいのある人等に対し、主としてその応用動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行う専門職のことです。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。通常、「社協」と呼ばれています。
障がい者週間	「障がい者週間」は、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。
自閉症	社会性や他人とのコミュニケーション能力に障がいが生じる先天的な発達障がい的一种です。特徴的な症状として、周囲との交流障がい、言語発達の遅れ、興味の限定、動作の反復などがあります。
ジョブコーチ	「職場適応援助者」の別称で、障がいのある人が一般の職場で就労するにあたり、障がいのある人、事業主および障がいのある人の家族に対して、障がいのある人の職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職を指します。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患です。
生活の質(QOL)	生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質のことです。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられます。社会福祉および介護従事者の「生活の場」での援助も、生活を整えることで暮らしの質をよりよいものにするという生活の質の視点をもつことによって、よりよい援助を求めることができます。

用語	解説
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度です。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等がご本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。

た行

用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域の体制のことです。
注意欠陥多動性障がい（ADHD）	注意力の障がいと多動・衝動性を特徴とする行動の障がいのことです。注意が必要なときに集中が困難、じっとしてられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるよりも先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの3つの特徴が見られます。
特別支援学級	学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とします。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由または病弱（身体虚弱を含む）の子どもたちに対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校です。
トライアル雇用	公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって、特定の求職者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度です。

は行

用語	解説
バリアフリー	高齢者や障がいのある人等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除いた建築設計です。近年では、障がいのある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含まれるとされています。
避難行動要支援者	これまでの「災害時要援護者」のかわりに、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人等の要配慮者のうち、特に支援を要する人のことです。
用語	解説
補装具	身体障がいのある人が使用する、装着をすることで身体の機能を補完する用具のことです。主に義手や義足、義眼、補聴器などの他、車いすや杖などもこれに相当します。

や行

用語	解説
要約筆記者	中途失聴者、難聴者などの聴覚障がいのある人の意思伝達を仲介するため、話し手の言葉や内容を要約したものを筆記して中途失聴者、難聴者などに伝えるものをいいます。
ユニバーサルデザイン	すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形や設計です。高齢者や障がいのある人等の利用にとって障壁となる部分の除去や改善を施すバリアフリーデザインの理念が発展し、障がいのある人、ない人の「共用」が種々の生活用品の商品開発で指向されるようになり、最初からすべての人々の使用を意識して考案、設計されるようになりました。

ら行

用語	解説
理学療法士	身体に障がいのある人に対し、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加え、主としてその基本的動作能力の回復を図る専門職です。

長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
【令和3年度～令和5年度】

発 行 令和3年3月

編 集 長瀬町役場 健康福祉課

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

Tel 0494-66-3111（代表）

URL <http://www.town.nagatoro.saitama.jp/>